

鎌倉市文化財年報

令和元年(2019年)度

鎌倉市教育委員会

令和2年(2020年)12月

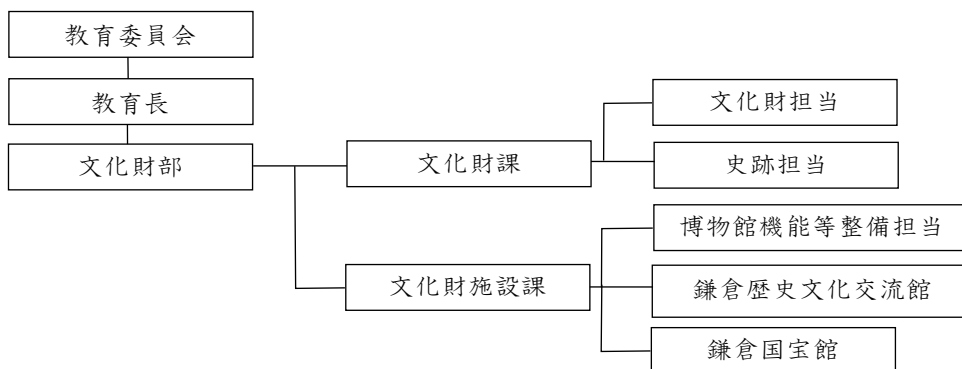
目次

1	文化財部所管組織	1
(1)	文化財部機構図	
(2)	鎌倉市文化財専門委員会	
(3)	鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会	
2	文化財の指定	5
(1)	絵画	
(2)	工芸	
(3)	古文書	
(4)	考古資料	
3	文化財の保存・整備	8
(1)	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況	
(2)	周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出	
(3)	発掘調査の実施状況	
(4)	発掘調査報告書の刊行	
(5)	発掘調査補助金の交付状況	
(6)	共同研究実施状況	
(7)	指定文化財の保存修理の実施状況	
(8)	鎌倉市指定文化財保存管理補助金	
(9)	無形文化財の保護・育成	
(10)	文化財の防災対策	
4	文化財の公開活用	26
(1)	鎌倉市遺跡調査・研究発表会	
(2)	鎌倉市遺跡調査速報展	
(3)	その他の展示	
(4)	遺物貸出セット	
(5)	文化財の貸出・掲載等	
(6)	文化財めぐり	
(7)	郷土芸能大会	
(8)	有償図書一覧	

5	史跡の公有地化・整備維持管理	39
(1)	史跡の公有地化	
(2)	史跡の整備	
(3)	史跡の公開活用	
(4)	市民活動団体との協働による史跡の維持管理	
6	鎌倉国宝館の管理運営	42
(1)	沿革と特色	
(2)	館のあゆみ	
(3)	施設の概要	
(4)	機構と職員	
(5)	事業実施状況	
(6)	主な出版物	
(7)	資料関係	
(8)	入館者動向	
7	鎌倉歴史文化交流館の管理運営	55
(1)	沿革と特色	
(2)	施設の概要	
(3)	事業実施状況	
(4)	入館者動向	
8	資料編	59
(1)	鎌倉市指定文化財件数一覧	
(2)	鎌倉市文化財保護条例	
(3)	鎌倉国宝館条例	
(4)	鎌倉歴史文化交流館条例	
(5)	国指定史跡永福寺跡条例	
(6)	鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例	
(7)	鎌倉市の史跡・包蔵地概要図	

1 文化財部所管組織

(1) 文化財部機構図



(平成31年4月1日時点)

(2) 鎌倉市文化財専門委員会

鎌倉市文化財保護条例に基づき、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存及び活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。10人をもって組織し、任期は2年。

ア 委員名簿

任期 平成30年6月1日～令和2年5月31日

(50音順)

氏名	分野	役職等
大野 敏	建築史	横浜国立大学教授
大谷津 早苗	民俗学	昭和女子大学教授
奥窪 聖美	漆工史	東京藝術大学非常勤講師
佐藤 孝雄	考古学 仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授 高德院住職
皿井 舞	彫刻史	東京国立博物館平常展調整室長
鈴木 伸一	植生学	東京農業大学教授
瀬谷 愛	絵画史	東京国立博物館学芸研究部 保存修復課 保存修復室長
高橋 慎一郎	中世史	東京大学史料編纂所教授
馬場 弘臣	近世史	東海大学教育開発研究センター教授
御堂島 正	考古学	大正大学教授

※役職等は令和元年12月末現在

イ 開催状況

(ア) 令和元年7月16日(火)

【協議事項】

- ・令和元年度鎌倉市指定文化財指定候補品目の選定等について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について
- ・市指定文化財の指定について
- ・指定文化財の保存修理の実施状況について
- ・「鎌倉市文化財年報」の刊行について
- ・「鎌倉市教育委員会文化財部調査研究紀要」の刊行について

【その他】

(イ) 令和元年11月5日(火)

【諮問事項】

- ・令和元年度鎌倉市指定文化財の指定について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について
- ・台風15号及び台風19号による文化財被害状況

【その他】

(ウ) 令和元年12月24日(火)

【答申事項】

- ・令和元年度鎌倉市指定文化財の指定について(答申)

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について

【その他】

(3) 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例に基づき、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する。委員は、学識経験を有する者、公共的団体が推薦する者、社寺に関係を有する者、市社会教育委員、市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者のうちから教育委員会が委嘱する。10人以内をもって組織し、任期は委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間。

ア 委員名簿

任期 平成 31 年 3 月 13 日～

(50 音順)

区分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	高橋 慎一郎	東京大学史料編纂所
公共的団体が推薦する者	川名 達哉 (～令和元年6月25日) 石山 由夫 (令和元年6月26日～)	鎌倉風致保存会
公共的団体が推薦する者	小池 忠紀 (～令和元年9月30日)	鎌倉市観光協会
公共的団体が推薦する者	小泉 親昂	鎌倉市自治町内会総連合会
公共的団体が推薦する者	廣瀬 信	鎌倉商工会議所
社寺に関係を有する者	大三輪 龍哉	浄光明寺
社寺に関係を有する者	軽部 弦	鶴岡八幡宮
社会教育委員	島田 正樹	社会教育委員
市立小学校の校長が組織する団体が推薦する者	關根 木綿子	山崎小学校
市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者	三好 晃秀	大船中学校

※役職等は令和元年12月末現在

イ 開催状況

(ア) 第2回鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員

会【日時】

・令和元年7月2日(火)

【議題】

- ・鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の検討にあたっての基本的な考え方について
- ・基本構想の章立て等について

(イ) 第3回鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会

【日時】

- ・令和元年10月25日(金)

【議題】

- ・鎌倉市にふさわしい博物館基本構想(案)の具体的な内容について
- ・今後のスケジュールについて

ウ 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想(素案)に対する意見公募(パブリックコメント)

【意見公募方法等】

(ア) 意見公募期間

- ・令和2年1月15日(水)から2月13日(木)までの30日間

(イ) 意見公募の周知方法

- ・市ホームページ・広報かまくら2月1日号への掲載
- ・文化財施設課(鎌倉国宝館)、市役所ロビー(本庁舎1階)、中央図書館・腰越図書館・深沢図書館・玉縄図書館・大船図書館、市ホームページにおける素案の配布

(ウ) 意見の受付方法

- ・鎌倉国宝館への直接提出
- ・本庁舎ロビー、各図書館の意見回収箱への投函
- ・郵送、FAX、電子メール

【意見公募結果】

(エ) 意見の総数 22通

(オ) 受付方法の内訳

- ・投函 18通
- ・FAX なし
- ・電子メール 4通

(カ) 提出者の居住地域の内訳

- ・鎌倉地域 12通
- ・深沢地域 2通
- ・大船地域 3通
- ・玉縄地域 3通
- ・腰越地域 1通
- ・不明 1通

2 文化財の指定

令和元年度は、次のとおり、絵画・古文書・歴史資料各1件を新たに鎌倉市指定文化財に指定し、彫刻1件を追加指定した。

(1) 絵画

紙本著色 善光寺縁起絵巻 五巻

所蔵者：英勝寺

年 代：江戸時代 17世紀

法 量 巻第1(全10段) 縦34.2cm 横1875.4cm

巻第2(全8段) 縦34.1cm 横1792.1cm

巻第3(全10段) 縦34.1cm 横1409.8cm(現外題は巻第5)

巻第4(全9段) 縦34.2cm 横1351.2cm

巻第5(全6段) 縦34.1cm 横1400.4cm(現外題は巻第3)

善光寺は、長野県にある皇極3年(644)創建と伝わる、阿弥陀三尊像を本尊とする寺院。善光寺と本尊の由来を語る縁起は、鎌倉時代末期から各地で盛んに制作されたが、巻き物の形式で現存する作例は本作が唯一である。本作は5巻で一組となっている、釈迦の前世から、阿弥陀如来像の利益、善光寺の建立までを描いている。

本作を伝える扇ガ谷の英勝寺は、太田道灌の子孫で徳川家康側室の英勝院の願いで開かれた浄土宗の尼寺で、明和5年(1768)の英勝寺宝物帳には、徳川家康の孫で、水戸光圀の兄にあたる高松藩主の松平頼重(1622-1695)の奉納とする「善光寺阿弥陀縁起 五巻」が記録されていることから、本作が17世紀に製作されたことが分かる。

本作は、近世における善光寺縁起絵の優れた作品として重要である。



巻第4第9段

善光、阿弥陀如来像を信濃へ運ぶ

(2) 古文書

八坂大神文書 一括

所蔵者：八坂大神

年 代：天和元年(1681)～昭和19年(1944)

数 量：縦帳18点、横帳63点、絵図1点、書幅3点 合計85点

八坂大神文書は、扇ガ谷の八坂大神に伝わる、江戸時代から昭和にかけての古文書

群である。明治2年(1869)に改名する以前の八坂大神は、相馬天王といい、鎌倉幕府御家人の相馬師常によって勧請されたと伝わる。最も古い史料を含む「天王当番帳」には、天和元年(1681)から昭和18年(1943)まで、263年間におよぶ祭礼当番が連綿と書き継がれていて、神社の祭礼の変遷を知る上で重要である。

また、本史料のうち弘化5年(1848)の「若者取締議定帳」などでは、祭礼の実行に欠かせない若者仲間についての取り決めを定めていて、江戸時代の若者仲間から、青年会を経て青年団へと改編されていく過程をみることができるところから、青年団活動がさかんであった鎌倉で指定するにふさわしい史料といえる。



八坂大神文書のうち
天王当番帳

(3) 歴史資料

慈恩寺詩板 1枚

所蔵者：伝宗庵

年代：江戸時代

寸法：縦 28.7cm 横 308.5cm 厚 1.7cm

本詩板は、室町時代に京都とその周辺の18人の禅僧が慈恩寺を讃えて詩を詠み、当時の僧侶が板に刻ませたものを、江戸時代に転写したものと推定される。刻まれた詩などから、慈恩寺は相模湾や富士山を望む場所にあり、境内には様々な草花が植えられ、七層の塔をもつ禅宗寺院であったことを知ることができる。

慈恩寺は、現在の大町の辺りにあったと伝わるが、室町時代後期には塔はすでに失われ、戦国時代には寺院は廃絶していたとみられる。本詩板は、慈恩寺のかつての姿を知ることができる貴重な資料といえる。



(4) 彫刻

彫刻 木造 阿弥陀如来立像及び両脇侍のうち右脇侍立像 二軀

所蔵者：蓮乗院

年代：鎌倉時代 正安元年(1299)

像高：中尊 81.8 cm、右脇侍 62.4 cm

材木座・蓮乗院の本堂に安置される阿弥陀三尊像について、昭和49年(1974)に既に鎌倉市指定有形文化財に指定している「木造 阿弥陀如来立像」に、両脇侍のうち右脇侍立像である勢至菩薩像を追加指定した。

中尊の阿弥陀如来像は、像内の墨書から、鎌倉時代末期の正安元年(1299年)に、関西圏にゆかりが深いと考えられる仏師・宗円によって作られたことが確認できる。両脇侍像は後の作とみなされ、これまで指定されていなかったが、右脇侍像は、細部の形状の比較によって阿弥陀如来像の銘にある両脇侍像の一つと考えられるため、追加指定するものである。

本作は、現存数の少ない仏師・宗円の作例として貴重であるとともに、関西圏ゆかりの仏師の作が、鎌倉の地に伝来するという事実は、当時の宗教的な交流を考える上でも貴重である。



阿弥陀如来立像及び両脇侍立像



右脇侍(勢至菩薩)立像

3 文化財の保存・整備

(1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況

申請日	史跡等の名称	行為地	許可申請者	行為内容	処理状況
平成31年4月10日	国指定史跡 北条氏常盤亭跡	常盤	個人	家屋改修	令和元年6月21日 文化庁長官許可
平成31年4月11日	国指定史跡 仮粧坂	梶原 五丁目	鎌倉市長 松尾 崇	公衆トイレ改修	平成31年4月26日 鎌倉市教育委員会許可
平成31年4月16日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人禅居院 代表役員 田原良平	禅居院庫裏 建替	令和元年6月21日 文化庁長官許可
平成31年4月17日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター 所長 鈴木宣男	防災工事	令和元年6月21日 文化庁長官許可
平成31年4月25日	国指定史跡 若宮大路	小町 二丁目	東日本電信電話株式会社 神奈川県事業部長 高橋香苗	電柱移設に 伴う試掘	令和元年年5月10日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年5月7日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	個人	住宅建替	令和元年7月19日 文化庁長官許可
令和元年5月9日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人円覚寺 代表役員 横田南嶺	仮設足場 位置変更	令和元年5月17日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年5月15日	国指定史跡 若宮大路	山ノ内	有限会社あかり 小島皓二	ガス管取替	令和元年5月20日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年5月20日	国指定史跡 若宮大路	小町 二丁目	東日本電信電話株式会社 神奈川県事業部長 高橋香苗	電話線埋設	令和元年5月27日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年5月24日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	株式会社NTTドコモ 代表取締役社長 長吉和弘	アンテナ基 地機器交換	令和元年5月29日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年6月3日	国指定史跡 巨福呂坂	雪ノ下 二丁目	個人	私道修繕	令和元年6月3日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年6月5日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	宗教法人鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	仮設足場 設置	令和元年6月10日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年6月11日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人円覚寺 代表役員 横田南嶺	仮設足場 設置	令和元年6月12日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年6月12日	国指定史跡 鎌倉大仏殿跡	長谷 四丁目	鎌倉市選挙管理委員会	選挙ポスタ ー掲示版設 置	令和元年6月20日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年6月17日	国指定史跡 鎌倉大仏殿跡	長谷 四丁目	宗教法人高德院 代表役員 佐藤 孝雄	仮設トイレの 仮囲い設置	令和元年6月24日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年6月18日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	東京瓦斯株式会社 湘南ネットワークセンター所長 金井秀樹	ガス管取替	令和元年6月24日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年6月28日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下二 丁目	個人	防災工事	令和元年9月20日 文化庁長官許可
令和元年6月28日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人建長寺 代表役員 吉田正道	防災工事の 付帯設備	令和元年7月1日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年7月3日	国指定史跡 仮粧坂	梶原 五丁目	鎌倉市長 松尾 崇	公衆トイレ計 画変更	令和元年7月8日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年7月30日	国指定史跡 仮粧坂	梶原 五丁目	鎌倉市長 松尾 崇	電柱設置	令和元年8月6日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年8月1日	国指定史跡 巨福呂坂	雪ノ下 二丁目	株式会社日笠 代表取締役 金子保男	建物除去	令和元年8月1日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年8月13日	国指定史跡 若宮大路	小町二 丁目	東急建設株式会社首都圏建 築支店 支店長 樋口稔洋	歩道切り下 げ	令和元年8月20日 鎌倉市教育委員会許可

令和元年8月13日	国指定史跡 若宮大路	小町 二丁目	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 羽山 茂	電気管撤去	令和元年8月22日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年8月20日	国指定史跡 鎌倉大仏殿跡	長谷 四丁目	宗教法人高德院 代表役員 佐藤孝雄	仮設トイレ計 画変更	令和元年8月26日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年8月22日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人円覚寺 代表役員 横田 南嶺	危険木伐採	令和元年8月26日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年9月2日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	鎌倉市長 松尾 崇	仮設トイレ設 置	令和元年9月13日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年9月5日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	神奈川県藤沢土木事務所長 横溝 博之	防災工事	令和元年10月18日 文化庁長官許可
令和元年9月6日	国指定史跡 巨福呂坂	雪ノ下 二丁目	個人	排水管設置	令和元年9月17日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年9月6日	国指定史跡 仮粧坂	梶原 五丁目	鎌倉市長 松尾 崇	スロープ改 修	令和元年10月18日 文化庁長官許可
令和元年9月13日	国指定史跡 若宮大路	小町 二丁目	鉄建建設株式会社 一級建築士事務所 建築本部長 川谷哲夫	工事車両ス ペース整備	令和元年10月24日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年9月18日	国指定史跡 鎌倉大仏殿跡	長谷四 丁目	宗教法人高德院 代表役員 佐藤孝雄	ブロック塀補 強	令和元年9月30日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年10月8日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	公益財団法人鎌倉風致保存 会 理事長 兵藤芳朗	仮設テント設 置	令和元年10月16日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年10月8日	国指定史跡 浄智寺境内	山ノ内	NPO法人湘南遊戯坐 代表 岡 博大	仮設シアタ ー設置	令和元年10月24日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年10月18日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 羽山 茂	電柱移設	令和元年11月1日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年10月23日	国指定史跡 若宮大路	小町 二丁目	東京瓦斯株式会社 湘南ネットワークセンター長 金井秀樹	ガス管取替	令和元年10月28日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年10月23日	国指定史跡 浄光明寺境内・ 冷泉為相墓	扇ガ谷 二丁目	鎌倉市長 松尾 崇	標柱設置	令和元年11月1日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年10月24日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	東京瓦斯株式会社湘南ネッ トワークセンター長 金井秀樹	ガス管の取 替	令和元年11月1日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年10月29日	国指定史跡 若宮大路	小町 二丁目	東京電力パワーグリッド 株式会社 藤沢支社長 羽山 茂	地中電線取 替	令和元年11月1日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年10月31日	国指定史跡 大町釈迦堂遺跡	大町 六丁目	鎌倉市長 松尾 崇	地盤調査	令和元年11月5日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年11月6日	国指定史跡 寿福寺境内	扇ガ谷 一丁目	宗教法人 寿福寺 代表役員 内田穆堂	崩落防止対 策	令和元年12月20日 文化庁長官許可
令和元年11月11日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	鎌倉市長 松尾 崇	崩落防止対 策	令和元年12月20日 文化庁長官許可
令和元年11月11日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	鎌倉市長 松尾 崇	崩落防止対 策	令和元年12月20日 文化庁長官許可
令和元年11月11日	国指定史跡 東勝寺跡	小町 三丁目	鎌倉市長 松尾 崇	崩落防止対 策	令和元年12月20日 文化庁長官許可
令和元年11月15日	国指定史跡 浄智寺境内	山ノ内	宗教法人 浄智寺 代表役員 朝比奈恵温	危険木竹伐 採	令和元年11月19日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年11月15日	国指定史跡 瑞泉寺境内	二階堂	宗教法人 瑞泉寺 代表役員 大下一真	危険木竹伐 採	令和元年11月19日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年11月22日	国指定史跡 若宮大路	小町 二丁目	三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 脇 英美	ガス管撤去 雨水管理設	令和2年2月13日 鎌倉市教育委員会許可

令和元年12月4日	国指定史跡 朝夷奈切通	十二所	個人	住宅解体	令和元年12月12日 鎌倉市教育委員会許可
令和元年12月16日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性 墓	極楽寺 三丁目	宗教法人 極楽寺 代表役員 田中密敬	汚水管取替	令和元年12月20日 鎌倉市教育委員会許可
令和2年1月30日	国指定史跡 巨福呂坂	雪ノ下 二丁目	個人	擁壁設置	令和2年2月3日 鎌倉市教育委員会許可
令和2年2月3日	国指定史跡 朝夷奈切通	十二所	神奈川県藤沢土木事務所長 横溝 博之	ボーリング調 査	令和2年2月7日 鎌倉市教育委員会許可
令和2年2月7日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	個人	ガス管緊急 修理	令和2年2月13日 鎌倉市教育委員会許可
令和2年2月7日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	個人	危険木伐採	令和2年2月13日 鎌倉市教育委員会許可
令和2年2月10日	国指定史跡 若宮大路	小町 二丁目	日本ホテル株式会社 代表取締役 里見雅行	給水管撤去	令和2年2月13日 鎌倉市教育委員会許可
令和2年2月12日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	個人	ガス管理設	令和2年2月18日 鎌倉市教育委員会許可
令和2年3月23日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性 墓	極楽寺 三丁目	鎌倉市長 松尾 崇	説明板設置	令和2年3月25日 鎌倉市教育委員会許可

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出

ア 埋蔵文化財確認調査の実施

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等の行為が埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性がある場合、計画地内の一部を掘削し、埋蔵文化財の状況を知るための確認調査を実施している。この結果に基づき、計画されている土木工事等が遺跡に影響を及ぼすか、発掘調査が必要となるかを判断している。令和元年度は 68 件の調査を行った。

No.	遺跡名	遺跡番号	地番	調査面積 (㎡)	工事内容	遺跡有無
1	上町屋遺跡	359	上町屋山ノ根 691 番 1、同番 2、同番 3、686 番 2 及び 686 番 1、692 番 1 の各一部	4	集合住宅	有
2	武蔵大路周辺遺跡	194	扇ガ谷三丁目 451 番の一部	6	個人住宅	有
3	玉縄城跡	63	植木字植谷戸 257 番 1 外 10 筆	12	宅地造成	有
4	円覚寺中院跡	398	山ノ内 1356 番 4 他 1 筆	2.25	その他建物	
5	坂ノ下遺跡	217	坂ノ下 126 番 1 の一部	4	集合住宅	有
6	下馬周辺遺跡	200	材木座一丁目 999 番口の一部	6	個人住宅	有
7	積善遺跡	440	十二所字明石 836 番 8、9、11	4	個人住宅	
8	円覚寺門前遺跡	287	山ノ内字藤源治 952 番の一部	4	個人住宅	
9	玉縄城跡	63	植木字植谷戸 257 番 1 外 10 筆	12	宅地造成	有
10	鎌倉城	87	西御門一丁目 68 番 103 の一部	3	宅地造成	
11	川越重頼邸跡	270	浄明寺五丁目 426 番 18	4	その他建物 (保育園)	
12	若宮大路周辺遺跡群	242	雪ノ下一丁目 209 番 4 の一部	4	個人住宅	有
13	長谷小路周辺遺跡	236	長谷一丁目 263 番 4、263 番 5	6	その他建物 (倉庫)	有
14	由比ガ浜南遺跡	315	由比ガ浜四丁目 1102 番 67・1102 番 68	3	集合住宅	
15	法泉寺跡	182	扇ガ谷四丁目 514 番 7	0.65	個人住宅	
16	浄泉寺遺跡	395	腰越二丁目 332 番 4、339 番 2、340 番 2、333 番 2 の一部、333 番 3 の一部	0.25	その他建物 (診療所)	
17	長谷小路周辺遺跡	236	長谷一丁目 37 番 8	4	個人住宅兼店舗	有
18	武蔵大路周辺遺跡	194	扇ガ谷三丁目 454 番 6	4	個人住宅	
19	玉縄城跡	63	城廻 334 番の一部	3	宅地造成	有
20	西御門遺跡	325	西御門一丁目 97 番 5 の一部	6	個人住宅	
21	西御門遺跡	325	西御門一丁目 59 番 14 他	1.8	宅地造成	
22	若宮大路周辺遺跡群	242	御成町 799 番 6 の一部	6	個人住宅	有

No.	遺跡名	遺跡 番号	地番	調査面積 (㎡)	工事内容	遺跡 有無
23	大慶寺旧境内遺跡	361	寺分一丁目 810 番 1	3	宅地造成	有
24	材木座町屋遺跡	261	材木座二丁目 223 番 2・224 番 2	3	個人住宅	有
25	若宮大路周辺遺跡群	242	小町一丁目 342 番 2	6	個人住宅	有
26	玉縄城跡	63	城廻 769 番及び 770 番	6	個人住宅	
27	円覚寺旧境内遺跡	434	山ノ内字瑞鹿山 388 番ほか 7 筆	4.05	その他(保育施設)	
28	高德院周辺遺跡	327	長谷五丁目 349 番 9	6.6	その他(販売用住宅)	有
29	今小路西遺跡	201	御成町 703 番 2、704 番 6	6	個人住宅	有
30	台山遺跡	29	台字西ノ台 1623 番 2、同番 4	4	個人住宅	
31	若宮大路周辺遺跡群	242	御成町 788 番 7、788 番 1 の一部	6	その他(店舗)	
32	永福寺跡	61	二階堂 468 番 4	4	個人住宅	
33	水道山遺跡	20	台四丁目 1293 番 3	4	その他(建売住宅)	
34	今小路西遺跡	201	由比ガ浜一丁目 148 番 14	3	個人住宅	有
35	高德院周辺遺跡	327	長谷五丁目 345 番 6 ほか 4 筆	4	宅地造成	有
36	池之谷遺跡	53	鎌倉山三丁目 1471 番 7	8.88	個人住宅	
37	政所跡	247	雪ノ下三丁目 976 番、977 番 1 の各一部	6	個人住宅	有
38	政所跡	247	雪ノ下三丁目 973 番 15	1.6	個人住宅	有
39	天神山城	384	山崎字宮廻 687、688、687-2 の一部	6	個人住宅	
40	極楽寺旧境内遺跡	291	稲村ガ崎四丁目 597 番 2	4	集合住宅	
41	材木座町屋遺跡	261	材木座二丁目 207 番 14、217 番 24 及び 217 番 26	2.25	個人住宅	
42	玉縄城跡	63	城廻字打越 22 番 1 ほか 6 筆	6	その他(老人ホーム・保育園)	
43	由比ガ浜南遺跡	315	由比ガ浜四丁目 167 番 1	4	集合住宅	
44	積善遺跡	440	十二所 840 番 3 の一部	4	個人住宅	
45	玉縄城跡	63	植木字相模陣 377 番 1、378 番 1、379 番 3 の各一部	3	集合住宅	
46	常楽寺旧境内遺跡	26	大船五丁目 1366 番 5、1366 番 13	6	個人住宅	
47	大慶寺旧境内遺跡	361	寺分一丁目 749 番 2、5	6	集合住宅	
48	材木座町屋遺跡	261	材木座六丁目 724 番 1 の一部	6	集合住宅	有
49	台山遺跡	29	台字西ノ台 1611 番 2、1 の一部	4	集合住宅	
50	西御門遺跡	325	西御門一丁目 51 番 5・同番 6	2.3	宅地造成	有

No.	遺跡名	遺跡 番号	地番	調査面積 (㎡)	工事内容	遺跡 有無
51	今小路西遺跡	201	御成町 747 番 1 ほか 3 筆	10.13	その他 (ホテル)	有
52	覚園寺旧境内遺跡	435	二階堂字平子 393 番 1 ほか 1 筆	6	宅地造成	
53	材木座町屋遺跡	261	材木座五丁目 497 番 5、同番 6	2.8	駐車場建設杭、擁壁、その他	
54	公方屋敷跡	268	浄明寺四丁目 297 番 11	4	個人住宅店舗	
55	田楽辻子周辺遺跡	33	浄明寺二丁目 556 番 2	4.5	個人住宅	
56	材木座町屋遺跡	261	材木座五丁目 910 番 1 の一部ほか 3 筆	3	宅地造成	
57	今小路西遺跡	201	御成町 187 番 3	16	その他 (ホテル)	有
58	小動崎台場跡	394	腰越二丁目 382 番、383 番 1、384 番	6	店舗併用集合住宅	
59	長善寺遺跡	229	大町五丁目 2063 番 1 他 2 筆	5	個人住宅	有
60	佐助ヶ谷遺跡	203	佐助一丁目 601 番 6	6	個人住宅	有
61	極楽寺旧境内遺跡	291	極楽寺四丁目 878 番 15	6	個人住宅	
62	長谷小路周辺遺跡	236	長谷一丁目 284 番 1、284 番 15	6	店舗	有
63	天神山城	384	山崎字宮廻 680 番 2 及び同番 16 の各一部	6	個人住宅	
64	材木座町屋遺跡	261	材木座五丁目 954 番 15	6	個人住宅兼店舗	
65	佐助ヶ谷遺跡	203	佐助一丁目 554 番 5	4	個人住宅	
66	佐助ヶ谷遺跡	203	佐助一丁目 634 番 1 ほか	6	宅地造成	
67	玉縄城跡	63	関谷字長者久保 1604 番 1	60	その他 (老人ホーム)	
68	山ノ内上杉邸跡	170	山ノ内字東管領屋敷 180 番 1	6	集合住宅	有

イ 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出

文化財保護法では、教育委員会以外の民間調査組織が周知の埋蔵文化財包蔵地で発掘調査を行う場合は、調査開始 30 日前までに届出が必要と定められている (同法 92 条)。また、土木工事等を行う場合は、民間事業者による土木工事等ならば同法 93 条にて工事着手 60 日前までの届出が義務付けられ、公共機関による土木工事等ならば同法 94 条にて事前の通知が義務付けられている。93 条届出、94 条通知に対しては、神奈川県教育委員会教育長から指示が通知される。ここでは、工事種別、指示通知別の件数を一覧表にした。

周知の埋蔵文化財包蔵における土木工事等の届出件数一覧

	92条			93条							94条							合計
	試掘・確認調査	本発掘調査	計	現状保存	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他注意	その他未指示	計	現状保存	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他注意	その他未指示	計	
道路			0							0				1			1	1
鉄道			0							0							0	0
空港			0							0							0	0
河川			0							0							0	0
港湾			0							0							0	0
ダム			0							0							0	0
学校			0							0		1					1	1
住宅		3	3		1	6	15	1		23							0	23
個人住宅		13	13		11	67	155	4		237							0	237
工場			0			1				1							0	1
店舗		4	4		4	4	3			11							0	11
住宅兼		1	1		1		2	1		4							0	4
その他建物		1	1		2	4	11			17		1	3				4	21
宅地造成		6	6		6	17	9	1		33							0	33
土地区画整理			0							0							0	0
公園造成			0							0		1					1	1
ゴルフ場			0							0							0	0
観光開発			0							0							0	0
ガス等			0			128	193		17	338			21	7			28	366
農業基盤			0							0							0	0
農業関係			0							0							0	0
土砂採取			0							0							0	0
その他開発			0			10	14		1	25		4	11				15	40
自然崩壊			0							0							0	0
遺跡地図作製等			0							0							0	0
保存目的			0							0							0	0
学術			0							0							0	0
遺跡整備			0							0							0	0
計	0	28	28	0	25	237	402	7	18	689	0	0	28	22	0	0	50	739

(3) 発掘調査の実施状況

ア 鎌倉市教育委員会が実施した緊急発掘調査

鎌倉市教育委員会では国庫補助金の交付を受けて、個人専用住宅や店舗兼個人住宅等の建築工事に伴う緊急発掘調査を事業主に代わって実施している。令和元年度に行った発掘調査は3件である。

	遺跡名	所在地	遺跡種別	検出遺構	出土遺物	調査原因	調査期間	調査面積 (㎡)
1	多宝寺跡 (No.187)	扇ガ谷二丁目 260 番 1	散布地・ 社寺跡	〔中世〕 土坑 1 溝 1	〔中世〕 土器 陶器 磁器 瓦 (整理箱 3 箱)	個人専用住宅 の建築 (基礎工事)	R1.6.12 ～ R2.7.24	74.9
2	大倉幕府周 辺遺跡群 (No.49)	二階堂 12 番 6	城館跡・ 都市遺跡	〔中世〕 土坑 139 柱穴 534 溝状遺構 2	〔中世〕 土器 陶器 磁器 瓦 石製品 鉄製品 銅製品 木製品 獣骨 (整理箱 104 箱)	個人専用住宅 (柱状改良工事)	R1.10.15 ～ R2.3.2	65
3	武蔵大路周 辺遺跡群 (No.194)	扇ガ谷三丁目 451 番の一部	都市 遺跡	〔中世〕 道路 1 井戸 1 木組み遺構 4	〔中世〕 土器 陶器 磁器 金属製品 木製品 (整理箱 97 箱)	個人専用住宅 (柱状改良工事)	R1.12.10～ R2.3.31(次 年度へ継 続)	96.3

イ 鎌倉市教育委員会以外の発掘調査組織が実施した緊急発掘調査

個人専用住宅や店舗兼個人住宅等以外の開発事業に伴う緊急発掘調査は、原因者負担により民間の発掘調査組織が実施している。令和元年度に行われた発掘調査は 29 件である。

	遺跡名	所在地	遺跡種別	検出遺構	出土遺物	調査原因	調査組織	調査期間	調査面積 (㎡)
1	宇津宮辻 子幕府跡 (No.239)	小町 二丁目 351 番、 352 番	都市 遺跡	〔奈良・平安〕 溝 3 土坑 1 〔中世〕 方形竪穴状遺構 2 掘立柱建物 2 井戸 18 焼土址 2 溝 土坑 ピット多数	〔古墳～中世〕 土器 〔中世〕 舶載陶磁器 国産陶器 土製品 銅製品 鉄製品 木製品 (整理箱 51 箱)	集合 住宅	株式会社 斉藤建設	(前年度か ら継続) H31.4.1 ～ R1.7.25	790

2	今小路西遺跡 (No.201)	扇ガ谷一丁目 150番1の一部	都市遺跡	〔平安〕 溝1 〔中世〕 溝4 掘立柱建物4 柱穴列4 木組遺構1 井戸6 土坑17 ピット265	〔中世〕 土器・陶器 磁器 土製品 金属製品 石製品 木製品 獣骨・貝 果核 (整理箱44箱)	集合住宅	株式会社博通	(前年度から継続) H31.4.1 ～ H31.4.12	293
3	常楽寺旧境内遺跡 (No.26)	大船五丁目 1366番3外3筆	散布地社寺跡	〔近世〕 土坑2 ピット6	〔中世〕 土製品 (整理箱1箱)	個人住宅	株式会社齊藤建設	H31.4.1 ～ H31.4.30	35
4	西御門遺跡 (No.325)	西御門一丁目 28番1	都市遺跡	〔中世〕 ピット132 掘立柱建物5	〔中世〕 土器 陶器 磁器・貝 石製品 金属製品 (整理箱6箱)	個人住宅	株式会社博通	H31.4.1 ～ R1.5.15	65
5	米町遺跡 (No.245)	大町二丁目 2344番1 2344番4 2346番2	都市遺跡	〔中世〕 掘立柱建物2 竪穴建物3 方形土坑16 土坑286 井戸3 溝2 ピット144	〔中世〕 土器 陶器・磁器 土製品 石製品 金属製品 木製品 骨・貝 (整理箱80箱)	宅地造成	株式会社島田組 東京本店	H31.4.1 ～ R1.7.31	395
6	北条小町邸跡 (No.282)	雪ノ下一丁目 387番1の一部	散布地城館跡都市遺跡	〔近世〕 井戸1 〔中世〕 石列2 礎石4・溝5 溝状遺構3 土坑49 柱穴186 かわらけ一括廃棄遺構2・井戸4	〔中世〕 土器 陶器・磁器 土製品 石製品 獣骨 (整理箱15箱)	個人住宅	株式会社博通	H31.4.1 ～ R1.6.14	95
7	由比ガ浜中世集団墓地遺跡 (No.372)	由比ガ浜二丁目 1215番1	城館跡その他の墓	〔中世〕 土坑1	〔中世〕 土器 陶器 土製品 獣骨・人骨 貝 (整理箱4箱)	個人住宅	株式会社博通	H31.4.15 ～ R1.5.31	60
8	米町遺跡 (No.245)	大町二丁目 2317番12	都市遺跡	〔中世〕 ピット50 切石列1 切石2 木組み遺構2 井戸1	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 金属製品 木製品 貝・獣骨 (整理箱7箱)	個人住宅	株式会社博通	R1.5.16 ～ R1.6.15	30

9	若宮大路 周辺遺跡 群 (No.242)	小町 一丁目 81番21	城館跡 都市 遺跡	〔中世〕 ピット13 土坑7	〔中世〕 貿易陶磁器 国産陶器 土器 (整理箱1箱)	店舗	株式会社 斉藤建設	H31.4.1 ～ H31.4.5	8.5
10	多宝 寺跡 (No.187)	扇ガ谷 二丁目 258番	散布地 社寺跡	〔中世〕 礎石2 柱穴7	〔平安・中世〕 陶器 〔中世〕 土器 磁器 土製品 (整理箱1箱)	宅地 造成	株式会社 博通	R1.5.7 ～ R1.5.24	36
11	材木座 町屋 遺跡 (No.261)	材木座 五丁目 946番1	都市 遺跡	〔中世〕 道路4 埋葬遺構13 竪穴建物8 井戸2 祭祀遺構3 玉石敷き遺構1 土坑・ピット多数 〔近世〕 貯蔵穴4・溝4	〔中世〕 土器 石製品 土製品 金属製品 人骨 〔中世・近世以降〕 陶磁器 (整理箱125箱)	集合 住宅	株式会社 斉藤建設	R1.6.25 ～ R1.11.26	991.3
12	積善 遺跡 (No.440)	十二所 字明石 835番2、 835番4、 836番3、 835番1、 835番5の 各一部	散布地	〔中世〕 ピット204 土坑39 柱穴列3 掘立柱建物1 溝状遺構1	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 金属製品 (整理箱5箱)	個人 住宅	株式会社 博通	R1.6.17 ～ R1.7.26	119
13	米町 遺跡 (No.245)	大町 二丁目 2300番1 の一部	都市 遺跡	〔中世〕 竪穴建物3 井戸2 土坑12 柱穴9	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 鉄製品 土製品 貝・獣骨 (整理箱3箱)	個人 住宅	株式会社 博通	R1.6.4 ～ R1.6.29	40
14	佐助ヶ谷 遺跡 (No.203)	佐助 一丁目 537番 2、13、 541番3	都市 遺跡	〔中世〕 溝12 掘立柱建物1 木組遺構5 井戸1 土坑7 ピット64	〔中世〕 土器 陶器 磁器 土製品 石製品 金属製品 木製品 獣骨 貝 果核 (整理箱7箱)	宅地 造成	株式会社 博通	R1.6.3 ～ R1.9.14	410
15	今小路西 遺跡 (No.201)	由比ガ法 一丁目 207番 11	都市 遺跡	〔中世〕 竪穴建物3 溝1 溝状遺構1 土坑15	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 金属製品 獣骨・貝 (整理箱4箱)	個人 住宅	株式会社 博通	R1.6.17 ～ R1.7.19	35

16	坂ノ下遺跡 (No.217)	坂ノ下 126番1 の一部	散布地	〔中世〕 方形土坑1 土坑4 柱穴24 鎌倉石2	〔中世〕 土器 陶器・磁器 土製品 金属製品 骨製品・貝 (整理箱3箱)	集合 住宅	株式会社 博通	R1.7.8 ～ R1.8.10	50
17	田楽辻子 周辺遺跡 (No.33)	浄明寺 一丁目 586番1 の一部 外5筆	城館跡	〔中世〕 礎石列1 柱穴列1 溝5 土坑13 柱穴50	〔中世〕 土器 陶器・磁器 土製品 石製品 金属製品 (整理箱4箱)	宅地 造成	株式会社 博通	R1.9.2 ～ R1.9.27	60
18	長谷小路 周辺遺跡 (No.236)	長谷 二丁目 229番1、 114番7	官衙跡 都市 遺跡	〔中世〕 土坑4	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 金属製品 貝・獣骨 (整理箱1箱)	その 他建 物 (駅 舎)	株式会社 博通	R1.8.19 ～ R1.9.13	14
19	長谷小路 周辺遺跡 (No.236)	長谷 一丁目 37番8	都市 遺跡	〔中世〕 土坑4 柱穴2	〔奈良～中世〕 土器 〔中世・近世〕 磁器 〔中世〕 陶器 貝 (整理箱1箱)	個人 住宅 兼工 場又 は店 舗	株式会社 博通	R1.9.17 ～ R1.9.30	40
20	若宮大路 周辺遺跡 群 (No.242)	小町 二丁目 55番11	都市 遺跡	〔中世〕 道路3 板壁建物2 溝6 土坑10 ピット多数	〔中世〕 土器 陶磁器 土製品 木製品 漆製品 動物骨 貝 (整理箱20箱)	店舗	株式会社 斉藤建設	R1.9.10 ～ R1.11.8	58.35
21	若宮大路 周辺遺跡 群 (No.242)	御成町 799番 18	都市 遺跡	〔中世〕 溝1 据之甕1	〔中世〕 土器 磁器 陶器 土製品 金属製品 石製品 木製品 貝・獣骨 (整理箱6箱)	個人 住宅	株式会社 博通	R1.10.7 ～ R1.10.29	23.50
22	大慶寺旧 境内遺跡 (No.361)	寺分 一丁目 810番1	社寺跡	〔中世〕 方形堅穴状遺構 1 ピット6 〔近世〕 井戸1 溝1	〔奈良～中世〕 土器 〔中世〕 陶器 鉄製品 (整理箱1箱)	宅地 造成	株式会社 斉藤建設	R1.10.15 ～ R1.11.5	45.40

23	下馬周辺遺跡 (No.200)	材木座一丁目 999-口の の一部	城館跡 都市 遺跡	〔中世〕 竪穴建物 3 土坑 1 柱穴 15	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 土製品 金属製品 貝・骨 (整理箱 2 箱)	個人 住宅	株式会社 博通	R1.10.28 ～ R1.11.15	10.35
24	政所跡 (No.247)	雪ノ下 三丁目 976 番、 977 番 1 の各一部	官衙跡	〔中世〕 池状遺構 1 溝状遺構 1 凹地遺構 1 柱穴 18	〔中世〕 土器 陶器 磁器 土製品 木製品 金属製品 獣骨 (整理箱 41 箱)	個人 住宅	株式会社 博通	R1.11.11 ～ R1.12.20	50.00
25	政所跡 (No.247)	雪ノ下 三丁目 973 番 15	官衙跡	〔中世〕 溝 2 土坑 5 常滑窯製品 一括廃棄遺 構 1 柱穴 22	〔中世〕 土器 陶器 土製品 石製品 (整理箱 16 箱)	個人 住宅	株式会社 博通	R1.11.25 ～ R1.12.20	34.00
26	若宮大路 周辺遺跡 群 (No.242)	小町 二丁目 45 番 2	城館跡 都市 遺跡	〔中世〕 竪穴建物 2 掘立柱建物 2 井戸 2 土坑 9 溝 2 ピット列 4	なし	店舗	株式会社 斉藤建設	R1.12.5 ～ R2.2.29	64.00
27	今小路西 遺跡 (No.201)	由比が浜 一丁目 148 番 14	都市 遺跡 城館跡	〔中世〕 溝 2 溝状遺構 1 土坑 14 溝状土坑 1 井戸 2 柱穴 75	〔中世〕 土器 陶器・磁器 土製品 金属製品 石製品 木製品 獣骨 (整理箱 5 箱)	個人 住宅	株式会社 博通	H31.1.14 ～ R2.2.10	56.40
28	玉縄 城跡 (No.63)	植木字 植谷戸 266 番 1、267 番 1 の 各一部	城館跡	〔中世・近世〕 溝 1 斜面遺構 1	〔中世・近世〕 土器 〔近世〕 陶器 磁器 (整理箱 1 箱)	宅地 造成	株式会社 博通	R2.2.12 ～ R2.2.21	78.00
29	若宮大路 周辺遺跡 群 (No.242)	御成町 747 番 1 外 3 筆	都市 遺跡	〔中世〕 竪穴建物 9 井戸 2 土坑 10 方形土坑 1 溝 2 柱穴 9	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 金属製品 木製品 自然遺物(貝殻・ 獣骨) (整理箱 22 箱)	店舗	株式会社 博通	R2.2.25 ～ R2.3.31 (次年度 継続)	250.00

(4) 発掘調査報告書の刊行

ア 鎌倉市教育委員会が刊行した発掘調査報告書

令和元年度は『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 36 (第1分冊～第4分冊)』を令和2年3月31日に刊行した。

第1分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積 (㎡)	調査期間
1	若宮大路周辺遺跡群(No.242)	小町一丁目 333番2	個人専用住宅 (杭工事)	都市	180	H19.2.1 ～H19.6.29
2	若宮大路周辺遺跡群(No.242)	小町二丁目 281番2	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	104	H24.1.23 ～H24.4.20

第2分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積 (㎡)	調査期間
3	米町遺跡 (No.245)	大町二丁目 2400番5、6	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	75	H24.8.28 ～H24.11.22
4	積善遺跡 (No.440)	十二所字積善 944 番1、945番7、945 番10	個人専用住宅 (柱状改良工事)	遺物散布地	47	H27.8.18 ～H27.11.12
5	積善遺跡 (No.440)	十二所字積善 944 番6、7、10	個人専用住宅 (柱状改良工事)	遺物散布地	67.9	H28.5.12 ～H28.9.7

第3分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積 (㎡)	調査期間
6	円覚寺門前遺跡 (No.287)	山ノ内字松岡 1323番1、 1338番2	賃貸併用住宅(柱状 改良工事)	遺物散布地	120	H24.1.12 ～H24.5.18
7	建長寺旧境内遺跡 (No.397)	山ノ内字白黒小路 1479番6	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	社寺跡、城館 跡	96	H22.9.15 ～H23.1.7
8	公方屋敷跡 (No.268)	浄明寺四丁目 297番12、13	個人専用住宅 (柱状改良工事)	城館跡	48	H22.6.8 ～H22.8.20
9	報国寺遺跡 (No.306)	浄明寺二丁目 474番8、9	個人専用住宅 (柱状改良工事)	社寺跡、都市 遺跡	72	H23.6.6 ～H23.8.26

第4分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積 (㎡)	調査期間
10	田楽辻子周辺遺跡 (No.33)	浄明寺一丁目 697番4	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	城館跡	54	H22.10.18 ～H22.12.24
11	清涼寺跡(No.183)	扇ガ谷四丁目 570番1	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	社寺跡	67.5	H24.11.6 ～H25.2.1
12	名越ヶ谷遺跡 (No.231)	大町四丁目 1884番14	個人専用住宅 (柱状改良工事)	城館跡	45	H24.9.25 ～H24.12.7
13	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	御成町 773番2	店舗併用住宅 (柱状改良工事)	城館跡、都市 遺跡	65	H25.5.16 ～H25.7.24
14	長谷小路周辺遺跡 (No.236)	由比ガ浜三丁目 204番5	店舗併用住宅 (鋼管杭工事)	城館跡、都市 遺跡	72	H23.1.14 ～H23.3.31
15	甘繩神社遺跡群 (No.177)	長谷一丁目 262番14外	個人専用住宅 (柱状改良工事)	社寺跡、城館 跡	36	H22.4.23 ～H22.6.11

イ 鎌倉市教育委員会以外の発掘調査組織が刊行した発掘調査報告書

令和元年度は23件の発掘調査報告書が刊行された。

No.	遺跡名(遺跡No.)		所在地	調査原因/面積(m ²)/期間					調査組織	刊行年月	
1	横小路周辺遺跡	259	二階堂字横小路98番ほか	宅地造成		724	H29.8.1	～	11.21	株式会社島田組	R1.8
2	材木座町屋遺跡	261	材木座二丁目241番	宅地造成		170	H28.5.20	～	6.8	有限会社吾妻考古学研究所	R2.3
3	玉縄城跡	63	城廻字城宿382番1外3筆	宅地造成		197	H28.6.6	～	7.7	有限会社吾妻考古学研究所	R2.3
4	由比ガ浜中世集団墓地遺跡	372	由比ガ浜二丁目1015番47、48	宅地造成		68	H29.1.23	～	2.13	有限会社吾妻考古学研究所	R2.3
5	大慶寺旧境内遺跡	361	寺分一丁目810番1	擁壁築造		45.4	R1.10.15	～	11.5	株式会社斉藤建設	R2.1
6	若宮大路周辺遺跡群	242	小町一丁目81番21	店舗ビル	地盤改良	8	H31.4.1	～	4.5	株式会社斉藤建設	R1.6
7	若宮大路周辺遺跡群	242	小町二丁目1番1	店舗ビル	鋼管杭	40	H31.1.21	～	2.19	株式会社斉藤建設	R1.6
8	台山遺跡	29	台字西ノ台1424番9	個人住宅	基礎工事	40	H31.3.1	～	3.13	株式会社斉藤建設	R2.1
9	常楽寺旧境内遺跡	26	大船五丁目1366番3他3筆	個人住宅	地盤改良	28.67	H31.4.1	～	4.12	株式会社斉藤建設	R1.7
10	材木座町屋遺跡	261	材木座二丁目236番1	集合住宅	柱状改良	205	H28.4.1	～	5.24	株式会社博通	R2.2
11	笹目遺跡	207	笹目町410番1	宅地造成		156.8	H28.6.6	～	7.13	株式会社博通	R2.3
12	若宮大路周辺遺跡群	242	小町一丁目343番2	個人住宅	杭工事	70	H28.6.1	～	7.15	株式会社博通	R2.3
13	宇津宮辻子幕府跡	239	小町二丁目360番21	個人住宅	柱状改良	23.4	H28.6.20	～	7.5	株式会社博通	R1.11
14	若宮大路周辺遺跡群	242	小町二丁目364番10	個人住宅	基礎工事	113	H28.7.11	～	8.27	株式会社博通	R2.2
15	西御門遺跡	325	西御門一丁目78番の一部	集合住宅	表層改良	196.45	H28.4.1	～	5.24	株式会社博通	R2.3
16	西御門遺跡	325	西御門一丁目910番5	個人住宅	鋼管杭	66	H28.3.14	～	4.28	株式会社博通	R2.1
17	北条時房・顕時邸跡	278	雪ノ下一丁目265番2	店舗	柱状改良	145	H28.7.15	～	9.30	株式会社博通	R2.3
18	若宮大路周辺遺跡群	242	大町一丁目1084番1、1085番1	集合住宅	柱状改良	96	H28.5.16	～	6.17	株式会社博通	R2.1
19	名越ヶ谷遺跡	231	大町三丁目1286番1	集合住宅	鋼管杭	55	H28.9.12	～	10.14	株式会社博通	R2.1
20	名越ヶ谷遺跡	231	大町三丁目2353番1、5	集合住宅	鋼管杭	165	H28.12.1	～	H29.2.10	株式会社博通	R2.3
21	長谷小路周辺遺跡	236	長谷二丁目229番1、114番7	駅事務室	鋼管杭	11.5	R1.8.19	～	8.23	株式会社博通	R2.1
22	宝積寺跡	240	山崎字富士塚794番ほか	老人ホーム		5038	H26.9.16	～	10.10	武相文化財研究所	R1.7
	天神山下城	358					H27.4.6	～	11.11		
23	大慈寺跡・五大堂明玉院旧境内遺跡	271	十二所70番2他2筆	集合住宅	地盤改良	282	H30.7.27	～	8.21	睦合文化財研究所	R1.8

(5) 発掘調査補助金の交付状況

文化財保護法第 93 条の規定に基づき発掘調査の指示を受けた個人が、民間調査組織等を活用し、市内で発掘調査を実施した場合について、平成 27 年度から補助金を交付している。補助額は発掘調査に要した費用に 2/3 を乗じた額とし、上限額は平成 29 年度まで 100 万円だったところ、平成 30 年度からは 120 万円とした。令和元年度の補助金認定件数は 14 件で、補助金交付件数は、平成 30 年度に認定した分も含め計 14 件、計 16,748,000 円を交付した。

(6) 共同研究実施状況

市内で出土する多様な遺物（特に木製品や金属製品など）をより適切に取り扱い、保管していくための知見を得、保存修復方法を確立することを目的として実施した。令和元年度は、学校法人龍谷大学と実施した。

研究課題「鎌倉市内出土文化財の保存修復科学的な調査研究」

実施内容・仏教関連遺物の理科学的分析

・保存処理済み遺物の再処理の方法の保存修復学的基礎実験

(7) 指定文化財の保存修理の実施状況

【補助対象事業：18件】

〔有形文化財〕

- ア 国宝 円覚寺舍利殿（平成30～令和元年度）
平成30年の台風による毀損箇所の修理
- イ 国宝 円覚寺舍利殿（防災）（令和元年度）
円覚寺舍利殿裏の危険樹木伐採
- ウ 国指定重要文化財 東慶寺文書（平成27～令和2年度）
虫損のあるものや、本紙が数片に分離しているものの修理など
- エ 国指定重要文化財 浄妙寺木造退耕禅師坐像（平成30～令和元年度）
台座及び本躰修理 剥落止め、虫蝕処置、材質強化、木工、漆塗など
- オ 国指定重要文化財 円覚寺文書（平成30～令和2年度）
円覚寺寺用米注進状、関東御教書等の折れ、割れの補修及び屋郎箱の新調など
- カ 国指定重要文化財 鶴岡八幡宮摂社若宮（平成27～令和元年度）
本殿、幣殿及び拝殿の塗装、彩色、建具の補修
- キ 国指定重要文化財 光明寺本堂（令和元～10年度）
平成29～30年度で行った調査の結果を受けた本格修理
- ク 国指定重要文化財 建長寺昭堂（平成30～令和元年度）
茅葺屋根葺き替え、棧唐戸の建具補修、垂木補修
- ケ 国指定重要文化財 極楽寺木造十大弟子立像（令和元～2年度）
台座解体及び本躰の剥落止め、木工、漆塗など修理
- コ 国指定重要文化財 宝戒寺歓喜天立像（収蔵庫）（令和元年度）
仮設工事、耐震補強工事、瓦工事、外装工事等
- サ 国指定重要文化財 円覚寺絹本著色五百羅漢像（令和元～2年度）
第3期。33幅を2年で4幅のペースで修理 管理団体である鎌倉市が事業者
- シ 国指定重要文化財 建長寺仏殿（令和元～2年度）
令和元年の台風による毀損箇所の修理
- ス 県指定重要文化財 建長寺木造千手観音菩薩坐像（令和元～2年度）
本躰及び光背の損傷箇所修理、剥落止めなど
- セ 市指定有形文化財 向福寺木造阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像
（平成29～令和2年度）
台座解体修理及び本躰解体修理
- ソ 市指定有形文化財 来迎寺木造跋陀婆羅尊者立像（平成30～令和元年度）
台座解体修理及び本躰解体修理

- タ 市指定有形文化財 円覚寺宿竜殿茅屋根(令和元年度)
茅屋根の葺き替え
- チ 国登録有形文化財 坂井家洋館(令和元年度)
美観向上のための外壁、屋根及び外部建具修理
- ツ 国登録有形文化財 御成小学校旧講堂 (令和元～3年度)
改修工事における工事監理業務

(8) 鎌倉市指定文化財保存管理補助金

市指定文化財の良好な維持管理を奨励するため、鎌倉市指定文化財保存管理補助金交付要綱に基づき、鎌倉市指定文化財保存管理補助金を支給している（所有者が市・県であるもの、鎌倉国宝館等公共機関に寄託されているものを除く）。令和元年度は、72の対象者へ計2,435,000円を交付した。

(9) 無形文化財の保護・育成

鎌倉に伝わる郷土芸能に係る後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行っている鎌倉市郷土芸能保存協会へ134,000円を交付した。

(10) 文化財の防災対策

文化財を災害から守り、適正な管理を実施し、後世に伝えることを目的とする団体である鎌倉文化財防災連絡協議会に対し、防災施設の保守点検にかかる経費などについて補助金を交付している。令和元年度は、補助対象事業費7,805,347円の1/2以内である3,716,664円を交付した。

鎌倉文化財防災連絡協議会 加盟団体

No.	会 員 名	代 表 者	役員
1	鶴岡八幡宮	吉田茂穂	会長
2	覚園寺	仲田昌弘	
3	浄光明寺	大三輪龍哉	
4	龍寶寺	梅田良光	
5	光触寺	小熊大治	
6	建長寺	吉田正道	会計
7	円覚寺	横田南嶺	
8	極楽寺	田中密敬	監事
9	(一財)一条恵観山荘	仲村禎夫	
10	青蓮寺	服部全弘	
11	圓應寺	今井耕龍	監事

12	白 山 神 社	小 泉 茂	
13	来 迎 寺	林 学	
14	英 勝 寺	柳 田 法 導	
15	常 楽 寺	雪 文 英	
16	東 慶 寺	井 上 陽 司	
17	光 則 寺	横 山 仁 雄	
18	長 勝 寺	久 村 眞 道	
19	光 明 寺	柴 田 哲 彦	
20	壽 福 寺	内 田 穆 堂	
21	円 光 寺	五 島 弘 章	
22	御 靈 神 社	菊 地 晋 介	
23	報 国 寺	菅 原 義 久	副 会 長
24	杉 本 寺	静 川 慈 昭	
25	妙 法 寺	藤 田 是 光	
26	荏 柄 天 神 社	吉 田 茂 穂	
27	熊 野 神 社	若 林 秀 明	
28	大 船 観 音 寺	乙 川 暎 元	
29	明 王 院	仲 田 昌 弘	
30	妙 本 寺	鈴 木 良 敬	

4 文化財の公開活用

(1) 鎌倉市遺跡調査・研究発表会

ア 事業の目的

特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所との共催で、市内で実施された発掘調査に基づく遺跡の歴史的な意義や出土遺物の紹介などにより、郷土への理解と文化財保護の考えを深めるために実施する。



イ 事業の沿革

平成3年度に第1回を開催してから、令和元年度で第29回の開催となる。特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所（平成20年度までは鎌倉考古学研究所）との共催。

ウ 令和元年度事業実績

	開催日	開催場所	講演内容等
第29回	令和元年 8月11日(日)	深沢学習センターホール	講師 鈴木次郎 「鎌倉とその周辺の旧石器時代」 発表遺跡 ・若宮大路周辺遺跡群（3地点） ・正法寺跡 ・東正院遺跡 ※入場者110人、資料販売数86部

(2) 鎌倉市遺跡調査速報展

ア 概要

市内の発掘調査で見つかった遺跡の歴史的な意義の周知、出土遺物の紹介をするため、平成25年度から、前年度の市内での発掘調査成果を主として、速報展を開催している。上記、鎌倉市遺跡調査・研究発表会の開催日にあわせて実施し、当日報告する調査地点の成果を中心に展示を行っている。



イ 令和元年度事業実績

開催日	開催場所	来場者数	展示遺跡数等
令和元年 8月7日(水)～ 11日(日)5日間	深沢学習セ ンター 第2集会室	340人 (うち、高校生以下7人)	5遺跡 約272点 ・若宮大路周辺遺跡群 (3地点) ・正法寺跡 ・東正院遺跡

(3) その他の展示

ア 概要

平成30年度に実施した市内での発掘調査成果について周知するため、鎌倉駅地下道ギャラリー50において写真パネル展示を行った。また、市役所本庁舎4階文化財課執務室前に展示コーナーを設け、通年を通して出土品の公開を行った。

イ 令和元年度事業実績

(ア) 鎌倉駅地下道ギャラリー50

開催日	展示遺跡数等
令和元年 9月10日(火)～ 16日(月) 7日間	4遺跡 ・若宮大路周辺遺跡群 (3地点) ・正法寺跡 ※このほかに、市内で 過去に出土した出土品 類を一部展示



(イ)文化財課執務室前展示コーナー

過去に市内の発掘調査で出土した中世の陶磁器類のほか、縄文土器、弥生土器等を展示し、数回の展示替えを実施した。



(4) 遺物貸出セット

ア 概要

小学校・中学校の児童・生徒に鎌倉の歴史や昔の暮らしの様子についての理解を深めてもらえるよう、授業で使えるように実際に市内の発掘調査で出土した土器などの生活用品をセットにして、随時貸出を行っている。



イ 令和元年度事業実績

学校名	貸出資料
令和元年度の貸し出し実績は0件	



(5) 文化財の貸出・掲載等

ア 文化財の貸出

(ア) 通年貸出

貸出先	展覧会等の名称	貸出品
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館	常設展示	陶磁器類、金属・木製品など
埼玉県立歴史と民俗の 博物館	常設展示	陶磁器類、骨製品ほか
独立行政法人国立文化財 機構東京国立博物館	常設展示	陶磁器類 ※令和元年度中に返却
埼玉県美里町教育委員会 美里町遺跡の森館	常設展示	瓦
鎌倉税務署 (1月～3月を除く)	ロビー展示	陶磁器類、骨製品、石製品等
有限会社ビックサークル	施設内展示	当該地で出土した陶磁器類、 建築部材等
三井不動産レジデンシャル サービス横浜支店	施設内展示	当該地で出土した陶磁器類等
医療法人養生院清川病院	施設内展示	当該地で出土した陶磁器類、 木製品等
株式会社 山安	施設内展示	当該地で出土した陶磁器等
有限会社 ミネモト・サプライ	施設内展示	当該地で出土した陶器、木材 等
株式会社 豊島屋	施設内展示	当該地で出土した陶磁器類等
中杉クリーニングサービス	施設内展示	当該地で出土した陶器等
土井ヶ浜遺跡・ 人類学ミュージアム館	調査研究	由比ヶ浜南遺跡出土の古人骨 及び獣骨資料
学校法人 聖マリアンナ医科大学	調査研究	市内各地出土 人骨

(イ) 一時貸出

貸出先	展覧会等の名称	貸出品	展示期間
令和元年度の貸し出し実績は0件			

イ 写真等貸出

(ア) 展示等

貸出先	目的	貸出写真等	展示期間等
紅ミュージアム	常設展示パネル	化粧道具写真（サントリー美術館『神の宝の玉手箱』掲載）の転載	令和元年11月2日展示開始

(イ) 書籍等掲載

貸出先	書籍等の名称	掲載写真等	承諾年月日
戎光祥出版株式会社	杉山一弥編著『図説鎌倉府』掲載	上杉氏憲（禅秀）邸跡出土資料2点の写真	令和元年6月5日
株式会社プラネットライツ	『時空旅人』Vol.51掲載	今小路西遺跡出土陶磁器写真（『甦る鎌倉』掲載） 若宮大路周辺遺跡群 銭出土状態写真（『鎌倉の埋蔵文化財』17） 滑石製石鍋写真	令和元年6月27日
株式会社プラネットライツ	『時空旅人』Vol.51掲載	由比ガ浜南遺跡「集積人骨」写真（『鎌倉の埋蔵文化財』2） 大倉幕府周辺遺跡群「大倉幕府周辺遺跡群発掘調査区全景」写真（『鎌倉の埋蔵文化財』8）	令和元年6月27日
株式会社オクタゴン	テレビ番組「何だコレ！？ミステリー」で使用	鎌倉市内出土おろし皿	令和元年7月17日
吉川弘文館	高橋慎一朗著『中世鎌倉の都市づくり』（仮）掲載	永福寺経塚の出土品（写真は奈良国立博物館から借用） 長谷小路周辺遺跡噴砂痕（写真は鎌倉歴史文化交流館から借用） 下馬周辺遺跡 発	令和元年8月9日

		掘された竪穴建物の跡(「鎌倉の埋蔵文化財15」から転載) 北条時房・顕時邸跡 若宮大路側溝の跡(「鎌倉の埋蔵文化財21」から転載) 今小路西遺跡 北側屋敷の遺構配置図(「今小路西遺跡(御成小学校内)発掘調査報告書」から転載)	
公益財団法人 鎌倉市シルバー人材センター	公益財団法人 鎌倉市シルバー人材センターのホームページに掲載	「文化財班15周年の歩み」(公益財団法人 鎌倉市シルバー人材センター文化財班編)に掲載された写真等 (鎌倉市内確認調査及び発掘調査風景、鎌倉市内出土遺物(かわらけ他)の写真)	令和元年8月20日
個人	公益財団法人 高梨学術奨励基金の発行する年報(若手研究助成成果報告)掲載	今小路西遺跡(御成小学校内)北谷第3B面4区4号井戸出土ガラス小杯破片写真(H30年度調査時に撮影したもの)	令和元年10月24日
株式会社新泉社	『中世やきものガイドブック』掲載	今小路西遺跡(由比ガ浜一丁目163番1地点)出土常滑大甕出土状況写真を含む9点	令和2年3月3日
歴史探訪社株式会社	『中世鎌倉盛衰草紙(仮題)』掲載	「鎌倉時代後期の遺構配置概念図」(『神奈川県鎌倉市今小路西遺跡(御成小学校内)第5次発掘調査概報』 1993年8月刊行:13ページ掲載)	令和2年3月24日

ウ テレビ等撮影

許可先	番組名	撮影場所	撮影日
NHK大阪局	歴史秘話ヒストリア 承久の乱	史跡法華堂跡 (源頼朝墓・北 条義時墓)	令和元年6月27日
株式会社NEXT EP	BSフジ「この歴史、 おいくら？」	史跡法華堂跡 (源頼朝墓・北 条義時墓)	令和元年11月28日

エ 資料調査対応等

調査者	資料名	承諾日
個人	北条時房・顕時郎跡(雪ノ下一丁目267 番2、4)出土 白かわらけ	令和元年7月1日
個人	北条時房・顕時郎跡(雪ノ下一丁目272 番) 長谷小路周辺遺跡(由比ガ浜3丁目228 番、229番外) 佐助ヶ谷遺跡(税務署用地) 今小路西遺跡(御成町171番1) ※上記地点出土動物骨テンバコ 62箱 分	令和元年8月7日
個人	市内出土ガラス資料 今小路西遺跡 御成小学校内 東外周 部1面面上 ガラス玉(1点)を含む 12点	令和元年11月20日
個人	市内出土ガラス資料 今小路西遺跡 御成小学校内 東外周 部1面面上 ガラス玉(1点)を含む 12点	令和2年1月10日
個人	大倉幕府周辺遺跡(雪ノ下四丁目581 番5地点)出土 有角石器1点	令和2年1月22日

(6) 文化財めぐり

ア 事業の目的

市民等を対象に市内に存する文化財を紹介し、文化財愛護の機運を醸成するため事業を行うことを目的に実施する事業であるが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和元年度は事業実施を見合わせた。

(7) 郷土芸能大会

ア 鎌倉市郷土芸能保存協会の概要

郷土芸能の保護・育成を図るため、後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行い、郷土の芸能等の保存に寄与することを目的としている。昭和45年2月に発足した協会で、20団体が加盟している。

鎌倉市郷土芸能保存協会 団体名一覧

(50音順)

今泉はやし会	光明寺（声明）
大船鎌倉囃子保存会	腰越天王囃子保存会
鎌倉神楽（大町）	小袋谷囃子会
鎌倉神楽（御霊神社）	材木座天王唄保存会
鎌倉神楽保存会	材木座囃子連中
鎌倉囃子大町祇園会	坂ノ下さざなみ会
鎌倉囃子山崎保存会	坂ノ下囃子連
鎌倉鳶職組合木遣保存会	台祭囃子保存会
葛原岡神社由比ガ浜囃子連	面掛行列（御霊会）
建長寺鎌倉流御詠歌講	山之内囃子保存会

イ 第50回鎌倉郷土芸能大会開催実績

(ア) 祭ばやし大会

令和元年9月8日（日）に鶴岡八幡宮源氏池畔で開催する予定だったが、雨天のため中止となった。

(イ) 郷土芸能大会

令和元年10月27日（日）

於 光明寺本堂

来場者数：515人

【出演団体】腰越天王囃子保存会、坂ノ下さざなみ会、材木座天王唄保存会、材木座囃子連中、建長寺鎌倉流御詠歌講、台祭囃子保存会、玉縄中学校箏曲部（特別出演）、玉縄太鼓・玉縄中学校8組（特別出演）、小袋谷囃子会、鎌倉囃子山崎保存会、鎌倉鳶職組合木遣保存会、大本山 光明寺



(8) 有償図書一覧

・『鎌倉の文化財』(市指定文化財を写真と解説文で紹介。)

図書名	体裁	掲載文化財・所有者名
鎌倉の文化財 第10集	昭和55年12月刊行／A5判／ 総頁70ページ／頒価400円	◇石造 手水鉢(鶴岡八幡宮) ◇石造 供養塔(葉王寺) ◇石造 板碑(光照寺) ◇紙本著色 束帯天神像 附 紙本墨書 天神名号(荏柄天神社) ◇木造 栄西禅師坐像(寿福寺) ◇木造 達磨大師坐像(寿福寺) ◇木造 阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(向福寺) ◇平井家文書(平井恒太郎) ◇新撰菟玖波集(附箱極札二葉)(鶴岡八幡宮) ◇大光明蔵(瑞泉寺) ◇太平尼寺出土品 青磁蓋付鎬文壺 古瀬戸黄緑釉尊形花器(別願寺) ◇千葉ヶ谷横穴群(田崎文康) ◇フユザクラ(瑞泉寺) ◇クロガネモチ(光明寺) ◇ウスキモクセイ(円覚寺)
鎌倉の文化財 第11集	昭和56年11月刊行／A5判／ 総頁72ページ／頒価420円	◇石造 板碑(海蔵寺) ◇紙本墨画 十六羅漢図(報国寺) ◇紙本墨画 白衣観音図(寿福寺) ◇木造 跋陀婆羅尊者立像(来迎寺) ◇木造 阿弥陀如来立像(蓮乗院) ◇木造 阿弥陀如来坐像(覚園寺) ◇木造 大覚禅師坐像(建長寺) ◇木造 仏燈国師坐像(竜峰院) ◇木造 伝聖観音菩薩坐像(竜峰院) ◇木造 散蓮華蒔絵前机(妙本寺) ◇典籍 大覚禅師語録(附箱)(建長寺) ◇典籍 仏燈国師語録(附箱)(建長寺) ◇ビヤクシン(成福寺) ◇イチョウ(妙本寺) ◇ビヤクシン(円覚寺)
鎌倉の文化財 第12集	昭和57年12月刊行／A5判／ 総頁76ページ／頒価450円	◇石造 板碑(元徳四年銘)(葉王寺) ◇石造 宝塔(大慶寺) ◇絹本墨書 地藏菩薩像(高德院) ◇絹本著色 奇文和尚像(松嶺院) ◇木造 聖観音菩薩半跏像(禅居院) ◇銅造 観音菩薩立像(青蓮寺) ◇木造 如意輪観音坐像(光明寺) ◇木造 住吉神倚像(鶴岡八幡宮) ◇木造 阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(光照寺) ◇木造 古位牌(海蔵寺) ◇石櫃(覚園寺) ◇庚申塔(文政八年銘)(御霊神社) ◇庚申塚(いなり道)(鎌倉市) ◇ヤマザクラ(市原虎の尾)(安国論寺) ◇シロシダレ(鶴岡八幡宮)
鎌倉の文化財 第13集	昭和58年12月刊行／A5判／ 総頁80ページ／頒価500円	◇絹本淡彩墨画 曇芳和尚像 附 東海昌俊筆点眼法語(仏日庵) ◇木造 釈迦如来坐像(常楽寺) ◇木造 毘沙門天立像(円光寺) ◇木造 地藏菩薩坐像(仏日庵) ◇木造 文殊菩薩騎獅半跏像(円覚寺(正統院)) ◇木造 文殊菩薩坐像(極楽寺) ◇木造 思円房叡尊(興正菩薩)坐像(極楽寺) ◇木造 良観房忍性(菩薩)坐像(極楽寺) ◇木造 五大明王像 附 胎内納入品(明王院) ◇剣(仏日庵) ◇紙本墨書 不聞契聞墨跡(仏日庵) ◇サザンカ(安国論寺)

鎌倉の文化財 第14集	昭和62年10月刊行／A5判／ 総頁68ページ／頒価370円	◇絹本著色仏涅槃図(描表装) (瑞泉寺) ◇紙本著色朱衣達磨図(瑞泉寺) ◇紙本墨画芦雁図二曲屏風(成福寺) ◇木造韋駄天立像(浄智寺) ◇木造阿弥陀如来坐像(大長寺) ◇木造伽藍神倚像(寿福寺) ◇木造千手観音坐像(建長寺) ◇木造釈迦如来坐像(附 胎内銘札二枚)(大慶寺) ◇木造荒神立像(浄妙寺) ◇木造 聖僧文殊菩薩坐像(附胎内銘札一枚)(覚園寺) ◇木造聖僧文殊菩薩坐像(附胎内銘札一枚)(建長寺) ◇紙本墨書額草「最勝輪」(附 扁額一幀)(黄梅院) ◇鎌倉木遣唄(鎌倉鳶職組合木遣保存会)
鎌倉の文化財 第15集	平成2年10月刊行／A5判／ 総頁64ページ／頒価480円	◇絹本著色猿猴図(建長寺) ◇絹本著色錦江和尚像(建長寺) ◇絹本著色靈照女図(鎌倉市) ◇絹本著色頼焼阿弥陀縁起絵巻模本(光触寺) ◇木造阿弥陀如来立像(九品寺) ◇木造宝冠釈迦如来坐像(附胎内銘札一枚)(白雲庵) ◇木造仏乗禅師坐像(報国寺) ◇木造聖観音菩薩坐像(明月院) ◇木造 光明寺世代像(光明寺) ◇木造漆塗明月膳・椀(明月院)
鎌倉の文化財 第16集	平成3年10月刊行／A5判／ 総頁66ページ／頒価520円	◇木造円覚寺正統院鐘楼(円覚寺) ◇紙本著色日蓮上人松葉谷行状図(安国論寺) ◇紙本墨画白衣観音像(松嶺院) ◇紙本著色洋乎和尚像(報国寺) ◇紙本墨画白描菩薩図像(浄智寺) ◇木造観音三十三応現身立像(長谷寺) ◇木造樞翁妙環坐像(建長寺) ◇木造傑翁是英坐像(帰源院) ◇木造東岳文昱坐像(富陽庵) ◇木造 桃溪徳悟坐像(富陽庵) ◇木造今上牌(浄智寺) ◇紙本墨書夢窓疎石墨跡(黄梅院)
鎌倉の文化財 第17集	平成10年2月刊行／A5判／ 総頁72ページ／頒価540円	◇絹本著色約翁和尚像(建長寺) ◇絹本著色中峰和尚像(明月院) ◇紙本著色指月和尚像(明月院) ◇板絵著色金彩本堂障壁画(附細川耆姫像)(妙法寺) ◇木造妙隆寺祖師高僧像(妙隆寺) ◇木造願行房円満上人坐像(安養院) ◇木造真言八祖像(附胎内納入銘札二枚)(青蓮寺) ◇木造熊野権現坐像(附木造隨身半跏像二軀・木造獅子像二軀)(熊野神社) ◇銅造釈迦如来及び五百羅漢像(建長寺) ◇光明寺文書(光明寺) ◇浄光明寺文書(浄光明寺) ◇河内家文書(個人)
鎌倉の文化財 第18集	平成11年3月刊行／A5判／ 総頁74ページ／頒価530円	◇木造妙法寺表門(妙法寺) ◇木造浄光明寺阿弥陀堂(附棟札)(浄光明寺) ◇木造浄光明寺山門(浄光明寺) ◇絹本著色夢窓和尚像(瑞泉寺) ◇紙本著色持念珠天神立像(鎌倉市) ◇紙本墨画淡彩渡唐天神像(鎌倉市) ◇木造阿弥陀如来立像(浄妙寺) ◇紙本著色建長寺境内絵図(建長寺) ◇明月院文書(一八通)(明月院) ◇鎌倉神楽(鎌倉神楽保存会) ◇大伴神主家墓所(浄光明寺) ◇番場ヶ谷やぐら群(鎌倉市)
鎌倉の文化財 第19集	平成12年9月刊行／A5判／ 総頁68ページ／頒価380円	◇木造常楽寺山門(常楽寺) ◇絹本墨画水月観音図(円覚寺) ◇木造歓喜天立像(巨福呂坂町内会) ◇銅造燭台(建長寺) ◇銅造火鈴(建長寺) ◇紙本墨書中巖圓月墨跡(常盤山文庫) ◇東慶寺縁切文書(東慶寺) ◇小丸家旧蔵東慶寺縁切文書(鎌倉市) ◇荏柄天神社文書(荏柄天神社) ◇相馬師常墓やぐら(鎌倉市) ◇ビヤクシン(浄光明寺) ◇ビヤクシン(イブキ)(建長寺)

鎌倉の文化財 第20集	平成16年1月刊行／A5判／ 総頁75ページ／頒価240円	◇木造光明寺総門（光明寺）◇木造荏柄天神社本殿附鎌倉荏柄山天神社由緒書（荏柄天神社）◇絹本著色白衣観音像（建長寺）◇木造薬師如来及び両脇侍菩薩像（海蔵寺）◇木造聖徳太子立像（成福寺）◇木造虚空蔵菩薩坐像（成福寺）◇紙本著色鶴岡八幡宮境内絵図（鶴岡八幡宮）◇紙本著色光明寺境内絵図（光明寺）◇紙本墨画浄光明寺敷地絵図（浄光明寺）◇紙本墨書建長寺年中諷経并前住記（建長寺）◇木造報恩寺梁牌銘（瑞泉寺）◇慈恩院年貢枿（浄光明寺）
鎌倉の文化財 第21集	平成21年3月刊行／A5判／ 総頁62ページ／頒価600円	◇木造熊野神社本殿（熊野神社）◇絹本著色蓮池図（建長寺）◇木造阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像（来迎寺）◇木造毘沙門天立像（常楽寺）◇木造釈迦如来坐像（浄妙寺）◇銅造梵鐘（円覚寺）◇銅造梵鐘（円覚寺）◇板締染型板（鎌倉市）
鎌倉の文化財 第22集	平成29年11月刊行／A5判／ 総頁78ページ／頒価500円	◇木造鶴岡八幡宮末社白旗神社本殿及拝殿（鶴岡八幡宮）◇絹本著色地藏菩薩図（鎌倉市）◇絹本著色羅漢図（報国寺）◇絹本著色釈迦三尊図（建長寺）◇木造宝冠釈迦如来坐像（妙本寺）◇木造釈迦如来坐像（東慶寺）◇木造夢窓国師坐像（黄梅院）◇銅造観音菩薩御正躰（八雲神社）◇銅造鑿子（円覚寺）◇紙本著色極楽寺境内絵図（極楽寺）
鎌倉の文化財 第23集	平成31年3月刊行／A5判 ／総頁74ページ／頒価600円／重量163g	◇絹本著色若宮八幡神図（鎌倉市）◇紙本著色達磨図（建長寺）◇木造阿弥陀如来立像（英勝寺）◇木造釈迦如来坐像（建長寺）◇木造地藏菩薩坐像（建長寺）◇木造釈迦如来坐像（覚園寺）◇銅造灌仏盤（円覚寺）◇木簡（天平五年銘）（鎌倉市）◇木簡（鎌倉市）◇白磁四耳壺（鎌倉市）

・ 『鎌倉近世史料』

図書名	概要	内容
長谷・坂ノ下村編	昭和50年10月刊行／A5判、 上製本／総頁341ページ／頒価 2,000円	長谷の石渡彦四郎氏、長谷上町念仏講中、坂ノ下の安齊松平氏、三橋三郎氏、長田正則氏、坂ノ下地神講中、山本音春氏、東京大学史料編纂所、富山県立図書館所蔵史料計247点を収録。
十二所編	昭和51年8月刊行／A5判、 上製本／総頁500ページ／頒価 2,500円	大木力雄氏、大木慶司氏、小丸敏雄氏の3氏所蔵、および山口家旧蔵の文書133点を収録。東慶寺領および明月院領に関する史料が中心。
小袋谷編（上）	昭和52年10月刊行／A5判、 上製本／総頁598ページ／頒価 2,600円	昭和49年4月に鎌倉市指定文化財（文書）に一括指定を受けた平井恒太郎氏所蔵文書のうち寛永期～天明期までの202点の文書等を収録。
小袋谷編（下）	昭和53年12月刊行／A5判、 上製本／総頁562ページ／頒価 2,800円	小袋谷編（上）に続き、平井恒太郎氏所蔵文書のうち、寛政期～明治期までの文書等285点を収録。旧小袋谷村に関する貴重な史料として価値が高い。
浄明寺編・二階堂編 ・西御門編 （上・下2冊揃）	昭和56年3月刊行／A5判、 上製本／総頁800ページ／頒価 6,100円	林邦雄氏所蔵の史料84点、城田梅吉氏所蔵の史料34点、鈴木長八郎氏所蔵の史料13点を収録。

手広編(1) 内海家(上)	昭和58年3月刊行/A5判、 上製本/総頁244ページ/頒価 3,200円	内海賢次氏所蔵の文書等40点を収録。慶安元年～ 文久元年までの史料を所収。
手広編(2) 内海家(中)	昭和59年3月刊行/A5判、 上製本/総頁519ページ/頒価 4,000円	内海宏次氏所蔵史料のうち、天正19年～明治31年 までの史料を所収。
手広編(3) 内海家(下)	昭和62年3月刊行/A5判、 上製本/総頁338ページ/頒価 3,300円	内海宏次氏所蔵史料のうち、明治期の帳簿類を中 心に68点の文書等を所収。
手広編(4) 和田家(上)	平成2年3月刊行/A5判、 上製本/総頁390ページ/頒価 3,800円	和田寿夫氏所蔵史料のうち、天正19年～元治2年 までの文書等103点を収録。文化・文政年間の證 文・帳簿・文書類を中心とした史料群。
手広編(5) 和田家(中)	平成3年3月刊行/A5判、 上製本/総頁372ページ/頒価 4,000円	和田家(上)に続き、和田寿夫氏所蔵史料のう ち、天明6年～明治20年までの文書等63点を収 録。證文・帳簿類をはじめ、幕府や明治政府の達 など多岐にわたる。
手広編(6) 和田家(下) 内海家補遺	平成5年12月刊行/A5判、 上製本/総頁359ページ/頒価 4,000円	和田寿夫氏所蔵史料の29点及び補遺として内海宏 次氏所蔵史料のうち140点を収録。巻末に片桐一男 氏の略解題を付す。
扇ガ谷編(1) 河内家(1)	平成10年3月刊行/A5判、 上製本/総頁313ページ/頒価 4,800円	市内扇ガ谷の河内家に伝わる寛永12年から天保11 年までの文書等105点を収録。工匠河内家が作事、 普請を手がけた英勝寺に関する文書等を多数掲 載。
扇ガ谷編(2) 河内家(2)	平成14年3月刊行/A5判、 上製本/総頁326ページ/頒価 2,600円	河内家文書の続編。天保11年～嘉永7年までの文 書等47点を収録。英勝寺に関する文書が中心であ るが、光明寺山門に関する文書等も収録。

・『発掘調査報告書』

図書名	概要	内容
(推定)藤内定員邸跡 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/B5判/ 総頁246ページ/頒価1,000円	中央公民館(現:鎌倉生涯学習センター)建設に 伴う発掘調査の報告。14世紀の方形竪穴建築址、 15世紀の土壇墓などを発見。
向荏柄遺跡 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/B5判/ 総頁214ページ/頒価900円	市立第二小学校体育館建設に伴う発掘調査の報 告。武家屋敷と推定される13～14世紀の遺構群を 発見。
鶴岡八幡宮境内 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/B5判/ 総頁182ページ/頒価1,000円	史跡鶴岡八幡宮境内における鎌倉国宝館収蔵庫建 設に伴う発掘調査の報告。鶴岡八幡宮が創建され る以前の時期の埋葬人骨や木製五輪塔婆などを発 見。
関谷島ノ神西遺跡 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/B5判/ 総頁84ページ/頒価500円	市内関谷における一般廃棄物最終処分場設置に伴 う発掘調査の報告。縄文時代後期の竪穴住居跡5 軒、埋甕3基などの遺構を発見。
北条泰時・時頼邸跡 発掘調査報告書	昭和60年8月刊行/B5判/ 総頁38ページ/頒価300円	市内雪ノ下一丁目における店舗併用住宅の建設に 伴う発掘調査の報告。若宮大路の東側の側溝から は「一丈伊北太郎跡」、「一丈南くにの井の四郎 入道跡」の木簡が発見されている。

・その他

図書名	概要	内容
としよりの話 (鎌倉市文化財資料 第7集)	昭和46年12月初版刊行/A5 判/総頁356ページ/頒価1,000 円	「鎌倉に生まれて鎌倉に暮らしている」お年寄り 225名から聞き取りを行った庶民生活の記録。信 仰、年中行事、仕事、言い伝えなど聞き取られた 話の内容は多岐にわたり興味深い。

5 史跡の公有地化・整備維持管理

(1) 史跡の公有地化

次の国指定史跡の公有地化を行った。

史跡名	地番	面積 (㎡)	登記日
史跡朝夷奈切通	十二所 311 番4、	113.53	令和2年1月 20 日
	十二所 316 番 31,36	53.73	令和2年1月 20 日
	十二所 311 番 2,5、314	375.12	令和2年2月3日
	番、316 番 22,34,40		
	十二所 316 番 33	38.44	令和2年1月 29 日

(2) 史跡の整備

ア 国指定史跡大町釈迦堂口遺跡

指定地内の隧道が崩落する危険があることから立入禁止としているが、史跡の保護と隧道の通行の再開に向け、平成 28 年度に崩落危険性調査、平成 29 年度に崩落対策工事基本設計、令和元年度に施工計画検討業務を実施した。

令和元年度は、崩落対策工事詳細設計を実施した。

イ 令和元年台風 15 号、19 号被害への対応

史跡鶴岡八幡宮境内

史跡朝夷奈切通

史跡東勝寺跡

史跡永福寺跡

※崖崩落及び倒木による災害。応急対応は行ったが、復旧作業は年度内の完了が困難であったため、令和 2 年度へ事業を繰り越した。

(3) 史跡の公開活用

ア 市主催説明会等

(ア) 中尊寺ハス贈呈式

岩手県平泉町から寄贈された中尊寺ハスの贈呈式を実施した。

日程：平成 31 年 4 月 9 日（火）

開催場所：史跡永福寺跡

参加者：平泉町長、中尊寺執事、鎌倉市議会議員、鎌倉市長

(イ) 史跡永福寺跡夜間開放（お月見の会）

中秋の名月の時期に合わせて、通常は閉場している夜間時間帯の開放を行う予定であったが、台風 15 号の影響により近隣地の停電などが続いていたため中止した。

実施予定日時：令和元年 9 月 13 日（金） 午後 5 時から 7 時

イ 史跡永福寺跡使用

許可団体	許可期間	許可内容
東日本電信電話株式会社	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	電柱用地
東京電力パワーグリッド株式会社	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	電柱用地
二階堂親和会	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	防災倉庫 掲示板設置
個人	令和元年12月4日	教材制作

ウ 目的外使用

史跡名	許可団体	許可期間	許可内容
北条氏常盤亭跡	東日本電信電話株式会社	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	電柱用地
北条氏常盤亭跡	東京電力パワーグリッド株式会社	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	電柱用地
北条氏常盤亭跡	梓想庵	令和元年6月6日 9月26日	写真撮影
大町釈迦堂口遺跡	東京電力パワーグリッド株式会社	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	電柱用地
鶴岡八幡宮境内	東日本電信電話株式会社	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	電柱用地
鶴岡八幡宮境内	東京電力パワーグリッド株式会社	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	電柱用地
鶴岡八幡宮境内	公益財団法人鎌倉風致保存会	令和元年11月22日～ 令和元年11月25日	「かまくら里山フェスタ」実施
鶴岡八幡宮境内	鎌倉市	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	防災無線用地

(4) 市民活動団体との協働による史跡の維持管理

次のとおりNPO法人鎌倉みどりのレンジャーとの協働で史跡の維持管理活動を行った。

平成31年4月17日	東勝寺跡①
令和元年5月7日	法華堂跡①
令和元年5月15日	大町釈迦堂口遺跡①
令和元年6月4日	北条氏常盤亭跡①
令和元年6月13日	北条氏常盤亭跡②
令和元年6月19日	北条氏常盤亭跡③

令和元年7月11日	法華堂跡②
令和元年7月17日	大町釈迦堂口遺跡②
令和元年9月3日	大町釈迦堂口遺跡③
令和元年9月19日	仮粧坂
令和元年10月1日	大町釈迦堂口遺跡④
令和元年11月5日	北条氏常盤亭跡④
令和元年12月11日	法華堂跡③
令和元年12月26日	大町釈迦堂口遺跡⑤

6 鎌倉国宝館の管理運営

(1) 沿革と特色

鎌倉国宝館は昭和3年4月3日に開館した歴史・美術博物館で、鎌倉の貴重な文化財を良好な環境の下で保管するとともに、市民や鎌倉を訪れる観光客などに、鎌倉の歴史や文化を知る機会を提供するため、展示・公開を行っています。

本館は、大正12年の関東大震災において、鎌倉の歴史ある多くの社寺が倒壊し、貴重な文化財が損失されたことから、不時の災害から由緒ある文化遺産を保護し、あわせて鎌倉を訪れる方々がこれらの文化財を容易に拝観・見学できるよう、一堂に展示する施設として企画・設立されたものです。

「国宝館」の名称は、本館設立当時施行されていた、古社寺保存法やこの法を受け継いだ国宝保存法に規定される「国宝」を多数所蔵していたことに由来するものです。その後、文化財保護法の施行（昭和25年）により、「国宝」の規定が大きく変わり、当時の「国宝」の多くが「重要文化財」に変更となり現在に至っているものです。

しかし、設立時の基本方針は現在も引き継いでおり、本市が所有する文化財はもとより、鎌倉市域や近隣の社寺から寄託されたさまざまな文化財について、良好な環境の下で安全に保管するとともに、平常展示や年数回の特別展示において、広く市民に公開しています。

また、長い歴史のなかで鎌倉から流失してしまった文化財も少なくなく、こうしたものを発見・入手し鎌倉に復帰させることも重要な課題となっています。

さらに、鎌倉の文化財を総合的に調査し、その成果を『鎌倉国宝館図録』・『鎌倉志料』等として継続的に刊行するとともに、列品解説、「国宝館友の会」の活動支援、講演会等を実施するなど、鎌倉の歴史・文化の普及活動に努めています。

(2) 館のあゆみ

鎌倉国宝館の設立に際しては趣旨に賛同した「鎌倉同人会」をはじめ、多くの人々から多額の寄付が寄せられ、昭和3年に多数の文化財の寄託を受け開館しました。

その後、昭和25年に現在の「文化財保護法」が制定されると、26年には法に基づく勧告・承認出品施設となり、同年の博物館法制定の翌27年には登録博物館となりました。

昭和58年12月に新館（収蔵庫）が竣工し、平成3年3月には本館（展示場）を改修するなど施設の充実が図られ、平成8年には公開承認施設に認定されました。

平成12年に校倉風造りの本館が、国の登録有形文化財に登録されました。

平成19年に新館収蔵庫の空調設備、26年には本館展示場の空調設備の大規模修繕、28年には新館エレベーターの改修を行いました。

また、平成20年に新館収蔵庫に免震装置を設置し、平成21年には本館彫刻展示場にも免震装置を設置し、平成28年度から平成31年度にかけて、免震装置付展示ケースを導入するなど、収蔵資料の安全な保管に努めています。

昭和3年4月 町立鎌倉国宝館開館

昭和4年3月 国宝保存法制定

昭和 14 年 11 月	市制施行 市立鎌倉国宝館となる
昭和 20 年 6 月	収蔵品の一部、津久井郡串川村に疎開
8 月	一時閉館
10 月	再開館
昭和 21 年 5 月	疎開していた資料復歸
昭和 23 年 10 月	創立 20 周年祝賀式典開催
昭和 25 年 5 月	文化財保護法制定
昭和 26 年 5 月	勸告・承認出品施設となる
12 月	博物館法制定
昭和 27 年 8 月	登録博物館となる
10 月	鎌倉市教育委員会設置、その管轄下となる
昭和 30 年 11 月	神奈川県博物館協会発足、会員となる
昭和 44 年 3 月	『鎌倉国宝館四十年略史』刊行
昭和 45 年 11 月	友の会発足
昭和 49 年 10 月	財団法人氏家浮世絵コレクション設立
昭和 58 年 12 月	新館（収蔵庫）竣工
平成 3 年 3 月	本館（展示場）改修
平成 8 年 12 月	公開承認施設となる
平成 12 年 5 月	本館が登録有形文化財に登録される
平成 20 年 12 月	収蔵庫に免震装置を設置
平成 21 年 12 月	本館彫刻展示場に免震装置を設置
平成 26 年 3 月	本館空調設備改修
平成 29 年 3 月	新館エレベーター改修
平成 28～平成 31 年度	本館彫刻展示場に免震装置付展示ケースを設置

(3) 施設の概要

ア 設備等

敷地面積	3,550.81 m ²
建築面積	1,338.65 m ²
	本館 798.84 m ²
	新館 539.81 m ²
延床面積	2,270.54 m ²
	本館 1,189.84 m ²
	新館 1,080.69 m ²
構造	鉄筋コンクリート造
	本館 地上 2 階
	新館 地上 2 階、地下 1 階

内 容	本館 1 階（収蔵庫）	388.03 m ²
	2 階（展示場）	594.92 m ²
	新館 1 階（館長室、事務室等）	344.19 m ²
	2 階（収蔵庫）	378.00 m ²
	地階（機械室、修理室、収蔵庫等）	358.50 m ²
	内収蔵庫	50.08 m ²
設 備	空調関係	温湿度自動制御（全館）
	照明関係	紫外線防止蛍光灯（展示場、収蔵庫、研究室）
	免震関係	免震装置（収蔵庫、彫刻展示場）
	防火・防犯関係	録画機能付監視モニターテレビ設備（全館）
		機械警備システム・夜間巡回警備（全館）
		自動火災報知設備（全館）
屋内消火栓		
	ハロンガス消火設備（収蔵庫）	

イ 開館時間・休館日

午前 9 時～午後 4 時 30 分（入館は 4 時まで）

月曜日（休日の場合は次の平日）

月に一度程度の展示替え日、殺虫燻蒸期間、年末等

ウ 観覧料

平常展示

一般 300 円（210 円） 小・中学生 100 円（70 円）

特別展（秋季特別展 以外）

一般 400 円（300 円） 小・中学生 200 円（100 円）

特別展（秋季特別展）

一般 600 円（500 円） 小・中学生 200 円（100 円）

割引券（秋季のみ） 一般 550 円 小・中学生 150 円

※（ ）内は 20 名以上団体料金

※市内の小・中学生および 65 歳以上の市民は無料

(4) 機構と職員

ア 国宝館協議会

委員定数 6 名 任期 2 年

○平成 29 年 11 月 15 日～令和元年 11 月 14 日まで

会 長 八幡義信（元鎌倉女子大学教授）
副会長 錦昭江（鎌倉女学院中・高等学校校長）
大三輪龍哉（宗教法人浄光明寺代表役員）
副島弘道（大正大学名誉教授）
吉田茂穂（宗教法人鶴岡八幡宮宮司）

○令和元年11月15日～令和3年11月14日まで

八幡義信（元鎌倉女子大学教授）
錦昭江（鎌倉女学院中・高等学校校長）
大三輪龍哉（宗教法人浄光明寺代表役員）
副島弘道（大正大学名誉教授）
牧野久実（鎌倉女子大学教授） ※新任
吉田茂穂（宗教法人鶴岡八幡宮宮司）

※改選後、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため会議が開催できておらず、会長、副会長は未選出である。

イ 職員

（平成31年4月1日～令和元年6月30日）

職員4名 嘱託員1名 計5名

館長 — 副館長 — 担当係長 — 国宝館担当2名

（非常勤特別職）

（令和元年7月1日～9月30日）

職員4名 嘱託員1名 計5名

館長 — 副館長 — 担当係長 — 国宝館担当2名

（非常勤特別職）（文化財部次長兼務）

（令和元年10月1日～12月31日）

職員5名 計5名

館長 — 副館長 — 担当係長 — 国宝館担当2名

（非常勤特別職）（文化財部次長兼務）

（令和2年1月1日～3月31日）

職員5名 嘱託員1名 計6名

館長 — 副館長 — 担当係長 — 国宝館担当3名
(非常勤特別職) (文化財部次長兼務)

(5) 事業実施状況

ア 展覧会

北斎と肉筆浮世絵－氏家浮世絵コレクションの至宝－

(平成31年4月2日～4月21日) 18日間

知られざる円覚寺の至宝－古文書と羅漢図の世界－

(平成31年4月27日～令和元年6月16日) 45日間

特集陳列 鎌倉の優品をたずねて－寺社絵図を中心に－

(令和元年6月22日～7月21日) 26日間

仏像入門－のぞいてみよう！ウラとワザー

(令和元年7月27日～9月1日) 33日間

国宝 鶴岡八幡宮古神宝

(令和元年9月7日～10月6日) 26日間

名宝巡礼－古都鎌倉の祈りのかたち－(令和元年10月14日～12月1日) 42日間

※台風19号の影響により、当初の10月12日から2日延期して開幕

北斎と肉筆浮世絵－氏家浮世絵コレクションの至宝－

(令和2年1月4日～2月16日) 38日間

ひな人形－過ぎにしかた 恋しきもの－

(令和2年2月22日～2月27日) 5日間

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月28日から3月31日まで臨時休館

イ 主な調査研究

- ・国宝 廻向蕪詞(称名寺蔵)等 調査・撮影 令和元年12月
- ・市指定文化財 善光寺縁起絵巻(英勝寺蔵)等 調査・撮影 令和元年12月
- ・市指定文化財 栽梅法楽詩版(荏柄天神社蔵)等 調査・撮影 令和2年1月
- ・市指定文化財 猿猴図(円覚寺蔵)等 調査・撮影 令和2年3月
- ・重要文化財 十六羅漢図(建長寺蔵)等 調査・撮影 令和2年3月

ウ 主な収蔵品貸出

- ・重文・銅造阿弥陀三尊像(円覚寺)他 三井記念美術館 平成31年4月
- ・県文・石造薬師如来坐像(九品寺) 群馬県立歴史博物館 平成31年4月
- ・重文・木造天神坐像(荏柄天神社) Cleveland Museum of Art 令和元年5月
- ・市文・栽梅法楽詩版(荏柄天神社)他 鎌倉文華館 令和元年5月
- ・市文・明月膳・椀 鎌倉歴史文化交流館 令和元年5月
- ・市文・束帯天神像(荏柄天神社)他 鎌倉文華館 令和元年9月

- ・阿部家旧蔵雛壇飾り（鎌倉国宝館）他 行田市郷土博物館 令和元年10月
- ・市文・明岩正因坐像（正伝庵） 文化庁 令和2年1月
- ※令和2年3月に国指定重要文化財に指定

エ 出版

- ・特別展図録
- ・『鎌倉市制施行80周年記念 名宝巡礼ー古都鎌倉の祈りのかたちー』刊行
- ・『鎌倉国宝館直伝！ 仏像のキホン』フランス語版、中国語（簡体字）版 刊行
- ・『鎌倉市教育委員会文化財部調査研究紀要』第2号 刊行

オ 普及活動

（講座）

○出張講座

- ・令和2年1月7日（火）開催 於・横浜市立大学
- 講師：金子智哉（鎌倉国宝館学芸員）
- 「総合講義（鎌倉・金沢を知る） 戦前の鎌倉国宝館について」
- 受講者数：174名

○鎌倉歴史文化交流館との連携事業

- ・鑑賞初心者のための連続講座
- 令和元年8月25日（日） 於・鎌倉国宝館、8月30日（金） 於・鎌倉歴史文化交流館
- 講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸嘱託員）
- 押木弘己（鎌倉市教育委員会文化財課主任調査員）
- 受講者数：39名、33名
- ・鎌倉市制80周年記念イベント「ツアー ～頼朝の道をゆく～」
- 令和元年10月31日（木） 於・鎌倉歴史文化交流館・鎌倉国宝館
- 講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸員）
- 大澤 泉（鎌倉歴史文化交流館学芸員）
- 参加者数：25名
- ・展示替えにおける学芸員交流（6回）

（イベント）

○ミュージアムめぐりスタンプラリー

- 平成31年4月6日（土）～令和元年10月5日（土）【前期】
- 令和元年10月12日（土）～令和2年2月27日（木）【後期】
- （鎌倉市鍋木清方記念美術館・鎌倉市川喜多映画記念館
- ・神奈川県立近代美術館 鎌倉別館（後期）・鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館）

○夏休みこども仏像教室

令和元年8月5日(月) 開催 於・鎌倉国宝館

講師：石井千紘(鎌倉国宝館学芸嘱託員)

参加者数：20名

○ミュージアムめぐりスタンプラリー関連イベント

令和元年10月5日(土) 開催 於・鎌倉歴史文化交流館

5館の学芸員によるトークセッション「リニューアル！」

講師：石井千紘(鎌倉国宝館学芸員)

参加者数：25名

○特別展「名宝巡礼」関連講座

令和元年10月27日(日) 開催 於・鎌倉国宝館

「古都鎌倉の文化遺産に見る人びとの願い」

講師：今井雅晴氏(筑波大学名誉教授)

参加者数：35名

○特別展「名宝巡礼」関連講座

令和元年11月10日(日) 開催 於・鎌倉国宝館

「運慶と宗教都市鎌倉」

講師：瀬谷貴之氏(神奈川県立金沢文庫主任学芸員)

参加者数：27名

○摺って！学んで！浮世絵講座

特別展「北斎と肉筆浮世絵」関連イベント

令和2年2月9日(日) 開催 於・鎌倉国宝館

講師：大江昭子氏・芦葉抄苗氏(藤沢市藤澤浮世絵館学芸員)

参加者数：40名

○列品解説

・毎週土曜日午後2時開催 実施回数41回

○特別解説

・随時 実施回数31回(学校教育7回含む)

○学校教育連携

・インターンシップ対応

鎌倉女学院高等学校生徒(令和元年8月1日～2日、4名)

湘南・鎌倉地区 県立高等学校生徒(令和元年8月1日～2日、4名)

【参考】

鎌倉女子大学学生（令和元年8月3日～11月27日の間で計49時間、1名）

国際基督教大学及び國學院大學学生

（令和元年8月1日～15日の間で10日間及び8月28日～30日の3日間、2名
市役所職員課からの依頼による受入れ）

・特別解説等（実施7回）

○「鎌倉の名宝」（広報かまくらに掲載）

令和元年8月1日号 No.105・木造聖観音菩薩坐像（神奈川県・寿福寺）

令和元年11月15日号 No.106・木造聖徳太子立像（神奈川県・成福寺）

○鎌倉国宝館友の会における講演

・平成31年4月17日（水）

講師：山本みなみ（鎌倉歴史文化交流館学芸嘱託員）

「鎌倉に嫁いだ女性たち」

・令和元年5月23日（木）

講師：阿部能久氏（聖学院大学准教授）

「知られざる円覚寺の至宝—古文書と羅漢図の世界—」

・令和元年6月12日（水）

講師：浪川幹夫（鎌倉歴史文化交流館学芸員）

光明寺山門の現地見学

・令和元年7月30日（火）

講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸嘱託員）

「仏像のウラ側—像内納入品」

・令和元年9月29日（日）

講師：遠山元春治氏（遊行寺宝物館館長）

特別展「真教と時宗」講話と展示解説

・令和元年10月24日（木）

講師：金子智哉（鎌倉国宝館学芸員）

「宗教都市鎌倉の近代—鎌倉国宝館の設立—」

・令和元年11月13日（水）

講師：今井雅晴氏（筑波大学名誉教授）

「鎌倉における仏教について」

・令和2年2月13日（木）

講師：鈴木良明（鎌倉国宝館館長）

「禅宗と鎌倉の神祇」

- (6) 主な出版物
- 鎌倉国宝館収蔵名品目録
 - 鎌倉国宝館収蔵名品目録（英訳版）
 - 鎌倉国宝館直伝！仏像のキホン
 - The Basics of Buddhist Images
 - 北条時頼とその時代
 - 鎌倉ゆかりの天神さま—荏柄天神社宝物と常盤山文庫コレクション—
 - 鎌倉 meets 東大寺～武家の古都と南都をつなぐ悠久の絆～
 - 鎌倉公方足利基氏—新たなる東国の王とゆかりの寺社—
 - 鎌倉国宝館 1937-1945 —戦時下の博物館と守り抜かれた名宝—
 - 源実朝とその時代
 - 名宝巡礼—古都鎌倉の祈りのかたち—
 - 鎌倉国宝館図録
 - ※1-3 鎌倉の彫刻 1 - 3
 - ※4 鎌倉の肖像画
 - 5 鎌倉の絵巻
 - ※6 鎌倉の仏画
 - ※7 鎌倉の漆器
 - ※8 鎌倉の肖像彫刻
 - ※9 鎌倉の水墨画
 - ※10 鎌倉の石塔
 - ※11 鎌倉の古鐘
 - ※12 鎌倉の仏像
 - ※13 鎌倉の史跡
 - ※14 鎌倉の中世建築
 - ※15 鎌倉の古絵図Ⅰ
 - 16 鎌倉の古絵図Ⅱ
 - 17 鎌倉の古絵図Ⅲ
 - ※18 鎌倉の中世出土遺品
 - 19 鎌倉彫
 - ※20 鎌倉の墨蹟
 - 21 鎌倉の五輪塔
 - 22 鎌倉の宝篋印塔
 - 23 鎌倉の石仏・宝塔
 - ※24 鎌倉の板碑
 - 25 鎌倉の漆器Ⅱ
 - 26 鎌倉の絵巻Ⅱ
 - ※27 鎌倉の在名彫刻Ⅰ
 - 28 鎌倉の在名彫刻Ⅱ
 - 29 鎌倉の在名彫刻Ⅲ
 - 30 鎌倉の近世障壁画
 - 31 鎌倉の水墨画（祥啓と玉隠）
 - 32 鎌倉の頂相画
 - 33 鎌倉の金工
 - 34 鎌倉の書Ⅰ 僧侶
 - 35 鎌倉の書Ⅱ 武人
 - 36 鎌倉の肖像彫刻Ⅰ 頂相
 - 37 鎌倉の肖像彫刻Ⅱ 武人・高僧
 - 38 特輯 鎌倉の国宝
 - 鎌倉国宝館論集
 - ※1 鎌倉の彫刻
 - ※2 鎌倉の古道
 - ※3 江の島と錦絵
 - ※4 鎌倉の廃寺（禅宗の部）
 - ※5 鎌倉の廃寺（永福寺など）
 - ※6 鎌倉の廃寺（諸宗の部）
 - ※7 鎌倉の新鐘（江戸時代）
 - ※8 鎌倉の教学
 - ※9 鎌倉の板碑
 - ※10 鎌倉東慶寺の縁切寺法
 - ※11 鎌倉地方造像関係資料第一集
 - ※12 鎌倉地方造像関係資料第二集
 - ※13 鎌倉地方造像関係資料第三集
 - ※14 鎌倉地方造像関係資料第四集
 - ※15 鎌倉地方造像関係資料第五集
 - ※16 鎌倉地方造像関係資料第六集
 - 17 鎌倉地方造像関係資料第七集
 - 18 鎌倉地方造像関係資料第八集
 - 鎌倉志料
 - 1 鎌倉五山記ほか
 - 2 鎌倉五大堂事蹟備考ほか
 - 3 鹿山衆評帳ほか
 - 4 建長寺常住日記（Ⅰ）
 - 5 建長寺常住日記（Ⅱ）
 - 6 建長寺常住日記（Ⅲ）

- 7 建長寺常住日記 (IV)
- 8 建長寺常住日記 (V)
- 9 建長寺常住日記 (VI)
- 10 建長寺常住日記 (VII)
- 11 建長寺常住日記 (VIII)

[※は絶版]

(7) 資料関係

○ 収蔵品一覧

1,045 件 5,302 点

種別	国宝	重文	重美	県文	市文	未指定	計
寄託品	5 件 43 点	74 件 870 点	1 件 1 点	20 件 79 点	78 件 521 点	560 件 1,314 点	738 件 2,828 点
館蔵品		1 件 2 点	1 件 1 点	3 件 16 点	11 件 232 点	291 件 2,223 点	307 件 2,474 点
計	5 件 43 点	75 件 872 点	2 件 2 点	23 件 95 点	89 件 753 点	851 件 3,537 点	1,045 件 5,302 点

※重文＝重要文化財、重美＝重要美術品、県文＝県指定文化財、市文＝市指定文化財

※収蔵品のうち、重美と市文を兼ねる作品が2件2点（寄託品1件1点、館蔵品1件1点）あり、両方で数える。指定種別の総計は該当数の和となるが、寄託品・館蔵品・収蔵品の総計は重複を除外した数とする。

※令和元年度収蔵品：0件

○ 写真原版総数

92,924 枚

(単位：cm)

種別	3.5	6×4.5	6×6	6×7	6×9	手札	4×5	5×7	8×10	計
モノクロ	42,869		5,796	25,949	5,487	505	3,406			84,012
カラー	133	40	4	3,294	217		5,168	52	4	8,912
計	43,002	40	5,800	29,243	5,704	505	8,574	52	4	92,924

(8) 入館者動向

○月別入館者数

月	開館 日数	入場者 総数	1日 平均	団 体		個 人												無料	観覧料計	
				一般	小中	一 般						小・中								
						一般	環境	割引	県利 用券	市助 成券	特別 割引	前売 (入場数)	小中	環境	割引	特別 割引	県利 用券			市助 成券
日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	枚	人	人	人	人	人	人	人	人	円
4月	22	4,607	209	41	0	3,607	10	2	19	5	0	0	163	0	0	0	0	0	760	1,501,500
5月	27	4,545	168	469	105	2,664	15	1	10	6	0	0	656	7	0	0	0	0	612	1,361,050
6月	22	3,193	145	24	111	1,700	21	2	2	2	0	0	574	5	0	0	1	1	750	749,000
7月	22	1,997	91	21	26	1,514	3	1	2	4	0	0	181	0	0	0	0	0	245	520,730
8月	28	4,308	154	43	0	3,352	18	6	5	4	0	0	260	3	0	0	0	2	615	1,418,550
9月	21	2,649	126	152	67	1,900	8	3	5	3	0	0	182	0	0	0	0	0	329	855,750
10月	21	2,602	124	100	25	1,532	10	1	2	5	39	0	418	0	0	6	0	0	464	965,450
11月	26	4,238	163	121	239	2,473	16	1	18	4	152	0	544	5	0	1	0	0	664	1,776,400
12月	1	363	363	31	0	223	0	0	2	4	15	0	14	0	0	0	0	0	74	163,200
1月	24	4,067	169	128	0	2,881	5	1	1	8	0	0	328	0	0	0	0	0	715	1,262,100
2月	19	4,075	214	0	0	2,976	18	0	4	18	0	0	344	5	0	0	0	0	710	1,275,050
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	枚	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	233	36,644	157	1,130	573	24,822	124	18	70	63	206	0	3,664	25	0	7	1	3	5,938	11,848,780

※「環境」：環境手形持参者割引、「県利用券」：県職員割引、「市助成券」：市町村職員割引

○特別展入館者数

特 別 展 名 称	開 催 期 間	開催日数	総入館者	一日平均
北斎と肉筆浮世絵 －氏家浮世絵コレクションの至宝－	平成31年4月2日～4月21日	18日間	3,596人	200人
知られざる円覚寺の至宝 －古文書と羅漢図の世界－	平成31年4月27日～ 令和元年6月16日	45日間	7,681人	171人
特集陳列 鎌倉の優品をたずねて －寺社絵図を中心に－	令和元年6月22日～7月21日	26日間	2,600人	100人
仏像入門 －のぞいてみよう！ウラとワザー－	令和元年7月27日～9月1日	33日間	3,183人	96人
国宝鶴岡八幡宮古神宝	令和元年9月7日～10月6日	26日間	5,112人	197人
名宝巡礼 －古都鎌倉の祈りのかたち－	令和元年10月14日～12月1日	42日間	6,330人	151人
北斎と肉筆浮世絵 －氏家浮世絵コレクションの至宝－	令和2年1月4日～2月16日	38日間	7,510人	198人
ひな人形 －過ぎにしかた 恋しきもの－	令和2年2月22日～2月27日	5日間	632人	126人

7 鎌倉歴史文化交流館の管理運営

(1) 沿革と特色

平成 29 年 5 月 15 日、世界的に著名な建築家ノーマン・フォスター氏の設計事務所(フォスター+パートナーズ)が手がけた個人住宅を活用して開館した。

鎌倉で発掘された出土品を中心に、原始・古代から近現代に至る鎌倉の歴史を紹介している。ジオラマ・プロジェクションマッピングや VR をはじめとする最新の映像展示、随所に施された特殊な建築資材、中世の景観を彷彿とさせる庭園、高台からの海の眺望も見どころとなっている。最新の発掘調査の成果をふまえた企画展、講座やワークショップなどの各種イベントも随時開催している。

(2) 施設の概要

ア 設備等

本館建物延べ面積:1,137.77 m²

別館建物延べ床面積:267.56 m²

イ 開館時間・休館日

開館時間 10:00～16:00(入館は 15:30 まで)

休館日 日曜・祝日、年末年始、展示替え期間など

ウ 観覧料

観覧料 一般 300 円[210 円]、小・中学生 100 円[70 円]

※[]内は 20 名以上団体料金

(3) 事業実施状況

ア ギャラリートーク(学芸員による展示解説)

平成 29 年 7 月 22 日(土)以降、毎週土曜日 11:00 から

イ 展覧会

・春季企画展「鎌倉 Disaster —土地に刻まれた痕跡—」

平成 31 年 1 月 4 日(金)～令和元年 5 月 18 日(土)

・市制 80 周年企画展「発掘! かまくら探偵団 2019 鎌倉グルメ in 中世」

令和元年 5 月 25 日(土)～8 月 31 日(土)

・市制 80 周年企画展「和鏡—水鑑から魔鏡まで—」

令和元年 9 月 7 日(土)～令和 2 年 1 月 11 日(土)

ウ 企画展「中国陶磁—青磁・白磁への憧れ—」

令和 2 年 1 月 25 日(土)～7 月 25 日(土)

新型コロナウイルス感染症の影響で 2 月 28 日から 6 月 7 日まで閉館になったため、7 月 25 日まで延長

・トピックス「平成 29 年度発掘調査速報展」

令和2年1月25日(土)～7月25日(土)

ウ 講座・ワークショップ

・夜間講座「改元と大嘗祭」

令和元年6月21日(金)18:00～19:30 参加者 27 名

・さわって学ぼう！夏のスペシャルギャラリートーク「ジュニアかまくら探偵団★求む！」

令和元年8月17日(土) 14:00～14:45 参加者1名

・鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館連続講座「考古入門講座」

令和元年8月30日(金)18:00～19:30 参加者 33 名

・拓本入門～見えないものを見せるワザ～

令和元年12月21日(土曜日) 13:30～15:00 参加者7名

エ 自由参加型イベント(交流室使用、来館者自由参加)

・「七夕のあらしー乞巧奠(きっこうでん)ー」令和元年7月5日(金)～7月6日(土)

・「鳩で伝える すてきな鎌倉」令和元年8月26日(月)～9月28日(土)

オ 市内文化施設連携イベント

・「鎌倉ミュージアムめぐり スタンプラリー」

平成 31 年4月6日(土)～令和2年3月21日(土)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月28日より休館した事情により期限切れとなったスタンプラリーの来館者には景品を進呈する等の対応をしている。

・5館の学芸員によるトークセッション「リニューアル」

令和元年10月5日(土)17:00～19:00 25 名

鎌倉国宝館・県立近代美術館鎌倉・鏑木清方記念美術館・川喜多映画記念館

・鎌倉市制 80 周年記念 市内6館の文化施設による特別イベント 鎌文ネット・リレーツ

アー「鎌倉国宝館×鎌倉歴史文化交流館ツアー 一頼朝の道をゆくー」

令和元年10月31日(木)13:00～16:00 25 名

カ 市民団体連携イベント

・これで君も鎌倉武士！「甲冑の着装体験」

場所:鎌倉歴史文化交流館 別館 交流室

※令和元年7月27日(土) 10:00～16:00(受付 15:30 まで)14 名

(※甲冑体験イベントデモ及び取材対応)

令和元年8月10日(土) 10:00～16:00(受付 15:30 まで)53 名

以後 奇数月の最終土曜日に定期開催

令和元年11月30日(土)10:00～16:00(受付 15:30 まで)27名

令和2年1月25日(土)10:00～16:00(受付 15:30 まで)8名 以降新型コロナウイルス感染症の影響で中止

キ 学校対応関係

・市内在学・在住の小学生・中学生への「鎌倉国宝館+鎌倉歴史文化交流館 年間パスポート」配布

・出張授業 稲村ガ崎小学校(令和元年9月26日)

・展示解説・ワークシート対応 稲村ヶ崎小学校6年 41名(5月7日)、御成小学校6年 133名(9月17日他)第一小学校4年 140名(2月6日)他

ク 「VR永福寺」の常設公開

設置場所:鎌倉歴史文化交流館 別館 交流室

公開時期:平成30年9月15日(土)から

制作者:湘南工科大学・長澤可也教授研究室

※「VR永福寺」=ヘッドマウントディスプレイを利用し、幻の大伽藍を臨場感あふれる3DCG映像で再現したデジタルコンテンツ。

VR は令和2年2月7日(金曜日)から、新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間、休止。

(4) 入館者動向

○月別来館者数

月	開館 日数	来館者 総数	一日 平均
平成31年4月	24	1,362人	57人
令和元年5月	17	1,236人	73人
令和元年6月	25	1,433人	57人
令和元年7月	26	1,264人	49人
令和元年8月	26	1,524人	59人
令和元年9月	18	1,142人	63人
令和元年10月	24	1,181人	49人
令和元年11月	24	1,568人	65人
令和元年12月	25	1,063人	43人
令和2年1月	13	761人	59人
令和2年2月	21	1,012人	48人
令和2年3月	0	0人	0人
合計	243	13,546人	56人

○曜日別来館者数

(単位:人)

月/曜日	日	月	火	水	木	金	土	合計
平成31年4月	0	153	191	197	274	194	353	1,362
令和元年5月	0	95	162	191	206	225	357	1,236
令和元年6月	0	148	292	248	178	259	308	1,433
令和元年7月	0	111	209	312	161	206	265	1,264
令和元年8月	0	135	192	134	313	298	452	1,524
令和元年9月	0	44	310	200	161	168	259	1,142
令和元年10月	0	194	152	216	290	144	185	1,181
令和元年11月	0	93	186	432	156	206	495	1,568
令和元年12月	0	102	183	156	175	203	244	1,063
令和2年1月	0	54	123	51	80	95	358	761
令和2年2月	0	144	114	111	245	128	270	1,012
令和2年3月	0	0	0	0	0	0	0	0
合計人数	0	1,273	2,114	2,248	2,239	2,126	3,546	13,546
曜日ごとの割合	0.0%	9.4%	15.6%	16.6%	16.5%	15.7%	26.2%	100.0%

8 資料編

(1) 鎌倉市指定文化財件数一覧

令和2年2月18日現在

種別	有形文化財									無形文化財	民俗文化財(資料)		記念物			合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	
国宝	1	4	1	6	3											15
国指定	21	29	38	22	43		8	4	2				31	3		201
県指定	9	9	24	15	2			2			2	1	2			66
市指定	33	53	87	29	19	5	14	17	5	2	23		9		32	328
合計	64	95	150	72	67	5	22	23	7	2	25	1	42	3	32	610

※国登録有形文化財(建造物) 29件

(2) 鎌倉市文化財保護条例

平成17年3月2日条例第13号

改正

令和元年12月25日条例第25号

鎌倉市文化財保護条例をここに公布する。

鎌倉市文化財保護条例

鎌倉市文化財保護条例(昭和35年3月条例第7号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 市文化財専門委員会(第4条—第10条)
- 第3章 市指定有形文化財(第11条—第27条)
- 第4章 市指定無形文化財(第28条—第33条)
- 第5章 市指定民俗文化財(第34条—第40条)
- 第6章 市指定史跡名勝天然記念物(第41条—第46条)
- 第7章 市選定保存技術(第47条—第51条)
- 第8章 補則(第52条)
- 第9章 罰則(第53条—第56条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けない市内に存する文化財で市にとって重要なものの保存及び活用に関し必要な事項を定め、もって市民の文化的向上に資するとともに、広く文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

(以下「有形文化財」という。)

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

(4) 貝塚、古墳、やぐら、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、海浜、山谷その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(市民、所有者等の責務)

第3条 市民は、鎌倉市教育委員会(以下「教育委員会」という。))がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な文化的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できる限りこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の施行に当たって、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市文化財専門委員会

(設置)

第4条 教育委員会に鎌倉市文化財専門委員会(以下「専門委員会」という。))を置く。

(所掌事務)

第5条 専門委員会は、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存及び活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。

(構成等)

第6条 専門委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 専門委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 専門委員会の会議(以下「会議」という。)は、教育委員会が必要に応じて招集する。ただし、委員の3分の2以上の要求があったときは、教育委員会は、会議を開催しなければならない。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第9条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

第3章 市指定有形文化財

(指定)

第11条 教育委員会は、市内に存する有形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ専門委員会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第12条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

3 市指定有形文化財について法又は県条例の規定による重要文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第13条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びに教育委員会の規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等)

第14条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添付して、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、指定書を添付するものとする。

(減失、毀損等)

第15条 市指定有形文化財の全部又は一部が減失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第16条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を指定書を添付して教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会の規則で定める場合は、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後に届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第17条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、市長は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第18条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関しこの条例又は教育委員会の規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告等)

第19条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が減失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 第17条第2項及び前条の規定は、前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合について準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第20条 第17条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、当該補助又は費用負担に係る修理又は管理に関し必要な措置(以下「修理等」という。)が行われた後に当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合は、当該補助金若しくは負担した額又はその合計額から当該修理等が行われた後に当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金若しくは負担した額」とは、補助金又は負担した額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財又はその部分につき教育委員会が別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合は、市長は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第21条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合は、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第22条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第17条第1項の規定による補助金の交付、第19条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第23条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6箇月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3箇月以内の期限を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする出品又は公開のために要する費用の全部又は一部は、市の負担とすることができる。

4 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により市が費用を負担する場合について準用する。

5 教育委員会は、第1項の規定による勧告に基づいて市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による勧告に基づいてする公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定による勧告に基づいて出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

第24条 前条第6項の規定は、同条第2項の規定による勧告に基づいてする公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第16条の規定によ

る届出があった場合について準用する。

(所有者以外の者による公開)

第25条 市指定有形文化財の所有者以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、博物館その他の教育委員会の規則で定める施設において国の機関又は地方公共団体が主催する場合は、教育委員会にあらかじめ届け出ることをもって足りる。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合は、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(調査及び報告)

第26条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況に関し報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第27条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第4章 市指定無形文化財

(市指定無形文化財の指定等)

第28条 教育委員会は、市内に存する無形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定について準用する。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとする者（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 第11条第3項の規定及び第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。

（市指定無形文化財の指定等の解除）

第29条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の指定を解除することができる。

2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、当該保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除について準用する。

5 市指定無形文化財について法又は県条例の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

6 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、当該保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第30条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則に定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教

育委員会に届け出なければならない。当該保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(市指定無形文化財の保存)

第31条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(市指定無形文化財の公開)

第32条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対しては市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第17条第2項、第18条並びに第23条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開について準用する。

(市指定無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第33条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定民俗文化財

(市指定民俗文化財の指定)

第34条 教育委員会は、市内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、市内に存する無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定に

ついて準用する。

3 第11条第3項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定について準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(市指定民俗文化財の指定の解除)

第35条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 第11条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

3 前項において準用する第11条第4項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

4 第11条第3項及び前条第4項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法又は県条例の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

6 第12条第4項の規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

7 前項において準用する第12条第4項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

8 前条第4項の規定は、第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

(市指定有形民俗文化財の現状変更等)

第36条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第37条 第13条から第20条まで及び第22条から第27条までの規定は、市指定有形民俗文化財の管理、保護及び公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第38条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるとき、市長は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第39条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形民俗文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第17条第2項、第18条並びに第23条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第40条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第6章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第41条 教育委員会は、市内に存する記念物のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定史跡、鎌倉市指定名勝又は鎌倉市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 第11条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(解除)

第42条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法又は県条例の規定による史跡、名勝又は天然記念

物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

- 3 第11条第3項から第5項までの規定は第1項の規定による指定の解除について、第12条第4項の規定は前項の規定による指定の解除についてそれぞれ準用する。

(標識等の設置)

第43条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会の規則で定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第44条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第46条において準用する第13条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第45条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

- 3 第21条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による許可について準用する。

(市指定有形文化財の規定の準用)

第46条 第13条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第26条及び第27条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物の管理及び保護について準用する。

第7章 市選定保存技術

(選定等)

第47条 教育委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち市として保存の措置を講ずる必要がある技術又は技能を鎌倉市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は

管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、当該保持者と保持団体とを併せてすることができる。

4 第11条第3項及び第28条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定について準用する。

(選定等の解除)

第48条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、市選定保存技術の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第11条第3項及び第29条第3項の規定は、第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除について準用する。

4 市選定保存技術について法又は県条例の規定による選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は解除されたものとする。

5 第29条第6項の規定は、前項の規定による選定の解除について準用する。

6 前条第2項の規定による認定が、市選定保存技術の保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、当該保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下同じ。)、当該保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては当該保持者のすべてが死亡し、かつ、当該保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第49条 市選定保存技術の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則の定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。当該保存団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者若しくは管理人を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者又は管理人(保存団体が解散した場合にあっては、代表者又は管理人であった者)について、同様とする。

(保存)

第50条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他市選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができるものとし、市長は、当該保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第51条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第8章 補則

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

第9章 罰則

第53条 市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が当該市指定有形文化財の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第54条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第55条 第21条又は第45条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

付 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(市指定有形民俗文化財等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鎌倉市文化財保護条例(以下「改正前の条例」という。)第33条の規定により指定されている鎌倉市指定民俗資料は、改正後の鎌倉市文化財保護条例(以下「改正後の条例」という。)第34条の規定により指定された鎌倉市指定有形民俗文化財とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により文化財に関しなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前に行われた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(令和元年12月25日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項、第15条、第19条、第21条、第23条第7項、第36条第2項及び第45条第1項の改正規定、第53条の改正規定(「き棄」を「毀棄」に改める部分に限る。)、第54条の改正規定(「き損」を「毀損」に改める部分に限る。)並びに第55条の改正規定(「現状の変更」を「現状変更」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(3) 鎌倉国宝館条例

昭和 27 年 8 月 11 日条例第 24 号
改正
昭和 27 年 10 月 31 日条例第 35 号
昭和 29 年 8 月 25 日条例第 24 号
昭和 31 年 9 月 29 日条例第 30 号
昭和 32 年 4 月 1 日条例第 5 号
昭和 35 年 10 月 18 日条例第 24 号
昭和 38 年 3 月 30 日条例第 17 号
昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号
昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号
昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号
昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号
昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号
昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号
平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号
平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号
平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号

鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例を、ここに公布する。

鎌倉国宝館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、鎌倉国宝館（以下「国宝館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、鎌倉市立の博物館として博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)の定めるところにより、国宝館を次のように設置する。

名称 鎌倉国宝館

位置 鎌倉市雪ノ下二丁目 1 番 1 号

(国宝館の目的)

第 3 条 国宝館は、美術、歴史、考古学等に関する博物館資料を収集し、受託し、保管し、及び展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 国宝館は、法第 3 条の定めるところに従い、おおむね次に掲げる事業を行う。

(1) 実物、模写、文献、図表、写真、フィルム等の博物館資料（以下「博物館資料」

という。)を収集し、受託し、保管し、及び展示すること。

(2) 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。

(3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

(4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究報告書等を作成し、及び頒布すること。

(5) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

(6) 鎌倉市及びその周辺にある文化財保護法(昭和25年法律第214号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等、一般公衆の文化財利用の便を図ること。

(7) 他の博物館、学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

(観覧料)

第5条 国宝館の陳列品等を観覧しようとする者は、観覧料を納めなければならない。

2 前項の観覧料は、別表に定めるとおりとする。ただし、特別の展示会を開催するときの観覧料は、市長がその都度定める。

(観覧料の減免)

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(既納の観覧料)

第7条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(博物館資料の特別利用)

第8条 国宝館が保管し、又は展示している博物館資料を学術研究、博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による利用が次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しないものとする。

(1) 博物館資料の保全上支障があると認められるとき。

(2) 国宝館の管理上支障があると認められるとき。

(3) その他教育委員会が適当でないとき。

(利用料)

第8条の2 前条第1項の規定により特別利用の許可を受けた者は、利用料を納めなければならない。

2 前項の利用料は、特別利用の許可を受けた博物館資料1点につき2,000円（当該博物館資料を出版物に掲載し、又はテレビジョン放送等に利用しようとする場合にあっては、1点につき5,000円）とする。

（利用料の減免等）

第8条の3 第6条及び第7条の規定は、利用料の減免及び還付について準用する。

（観覧の制限）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒み、又はその者に対し退館を命ずることができる。

- (1) 国宝館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 国宝館の施設、附属設備又は博物館資料（以下「施設等」という。）を破損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) その他国宝館の管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第10条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（職員）

第11条 国宝館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) その他必要な職員

（国宝館協議会）

第12条 国宝館に鎌倉国宝館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、6人とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者並びに市民のうちから教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鎌倉国宝館条例（昭和16年条例第8号）は、廃止する。

附 則（昭和27年10月31日条例第35号）

この条例は、昭和27年11月1日から施行する。

附 則（昭和 29 年 8 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 31 年 9 月 29 日条例第 30 号）

この条例は、昭和 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 32 年 4 月 1 日条例第 5 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（以下略）

附 則（昭和 35 年 10 月 18 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年 3 月 30 日条例第 17 号）

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号）

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 5 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。（昭和 40 年 11 月規則 27 号により昭和 41 年 1 月 1 日から施行）

付 則（昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定による別表の改正規定は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条）

区分	個人	団体（20人以上）
一般	1人につき 300円	1人につき 210円
小学生及び中学生	同 100円	同 70円

備考 一般とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

(4) 鎌倉歴史文化交流館条例

平成29年3月30日条例第46号

鎌倉歴史文化交流館条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉の歴史及び文化に関する展示並びに教育及び普及の事業の実施により、市民及び鎌倉を訪れる人の鎌倉の歴史的遺産及び文化的遺産への理解を深めるとともに、交流の場の提供により市民の交流を促進するため、鎌倉歴史文化交流館(以下「交流館」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鎌倉歴史文化交流館	鎌倉市扇ガ谷一丁目5番1号

(事業)

第3条 交流館の事業は、次のとおりとする。

- (1) 鎌倉の歴史及び文化に関する資料(以下「歴史文化資料」という。)の保管、展示及び利用
- (2) 鎌倉の歴史及び文化に関する教育及び普及の事業の実施
- (3) 交流の場の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 交流館に館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第5条 交流館の休館日は、日曜日並びに鎌倉市の休日定める条例(平成元年9月条例第4号)第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、交流室の利用時間は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第7条 交流室を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たり交流館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。

(1) 交流館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 交流館の施設及び設備並びに歴史文化資料等(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他交流館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、前条第1項の承認を得た者又は交流館において歴史文化資料を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

(1) 前条第2項に規定する条件に違反したとき。

(2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他やむを得ない理由により、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(観覧料等の支払)

第9条 利用者は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金(以下「観覧料等」という。)を市長に支払わなければならない。

2 観覧料等は、別表に定めるとおりとする。

(観覧料等の減免)

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の返還)

第11条 既に支払われた観覧料等は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(歴史文化資料の特別利用)

第12条 交流館が保管し、又は展示している歴史文化資料を学術研究、他の博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

- (1) 歴史文化資料の保全上支障があると認められるとき。
- (2) 交流館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が適当でないとき。

(損害賠償)

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成29年5月教委規則第2号により同年5月15日から施行)

別表(第9条)

区分			金額	
観覧	個人	一般	1人につき	300円
		小学生及び中学生	同	100円
	団体(20人以上)	一般	同	210円
		小学生及び中学生	同	70円
交流室の利用			1回につき	2,000円

備考 一般とは、15歳以上の者(中学生を除く。)をいう。

(5) 国指定史跡永福寺跡条例

平成28年3月28日条例第36号

国指定史跡永福寺跡条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、貴重な歴史遺産を保存するとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と関心を高めるため、教育、学術及び文化にふれあう場として国指定史跡永福寺跡(以下「永福寺跡」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 永福寺跡の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

国指定史跡永福寺跡 鎌倉市二階堂209番

(休場日)

第3条 教育委員会は、必要があると認めるときは、永福寺跡を臨時に休場することができる。

(開場時間)

第4条 永福寺跡の開場時間は、4月から10月までの間は午前9時から午後5時まで、11月から3月までの間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

(行為の禁止)

第5条 永福寺跡内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が永福寺跡の管理及び研究のため必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (7) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (8) 喫煙すること。
- (9) 前各号のほか、永福寺跡の管理及び来場者の安全の確保に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第6条 永福寺跡内において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けな

なければならない。

- (1) 鎌倉市都市公園条例(昭和41年10月条例第25号)別表第1の2の部区分の欄に掲げる行為を行うこと。
 - (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
 - (3) 花火等火気を使用すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、永福寺跡の全部又は一部を独占して使用すること(次条第1項の許可を受けた場合を除く。)
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請に係る行為が史跡の保存及び景観並びに公衆の利用に支障を来さないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。
- 4 教育委員会は、第1項の許可に、永福寺跡の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、変更の許可を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものと認められるものであるときは、この限りでない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

(占用)

第7条 永福寺跡の全部又は一部を占用しようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。

(使用料等)

第8条 永福寺跡を使用し、又は占用する者(以下「使用者等」という。)は、次の各号に掲げる使用又は占用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

- (1) 次号で規定する場合を除き、工作物その他の物件又は施設を設置し、永福寺跡を占用する場合 鎌倉市道路占用条例(昭和57年1月条例第12号)別表に掲げる区分に応じ、同表で定める額
- (2) 第6条第1項第1号に掲げる行為をして永福寺跡を使用する場合 鎌倉市都市公園条例別表第1の2の部に掲げる区分に応じ、同表で定める額

2 前項の使用料等は、第6条第1項又は前条第1項の許可を行った後速やかに徴収する。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者等の責に帰さない理由により、使用し、又は占有することができないとき。
- (2) 使用者等が使用開始又は占有開始の7日前までに使用又は占有の取消しを申し出た場合において、相当の理由があると認められるとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(権利の譲渡)

第11条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできない。

(損害賠償)

第12条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条第1項又は第5項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第7条第1項又は同条第2項の規定により準用する第6条第5項の規定に違反して永福寺跡の全部又は一部を占有した者

2 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(6) 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例

平成31年1月9日条例第27号

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市にふさわしい博物館の基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 社寺に関係を有する者
- (4) 市社会教育委員
- (5) 市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

～文化財保護法（抜粋）～

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という)についてその調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令定める場合は、この限りではない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があるとき、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、目づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは「六十日前」と読み替えるものとする。

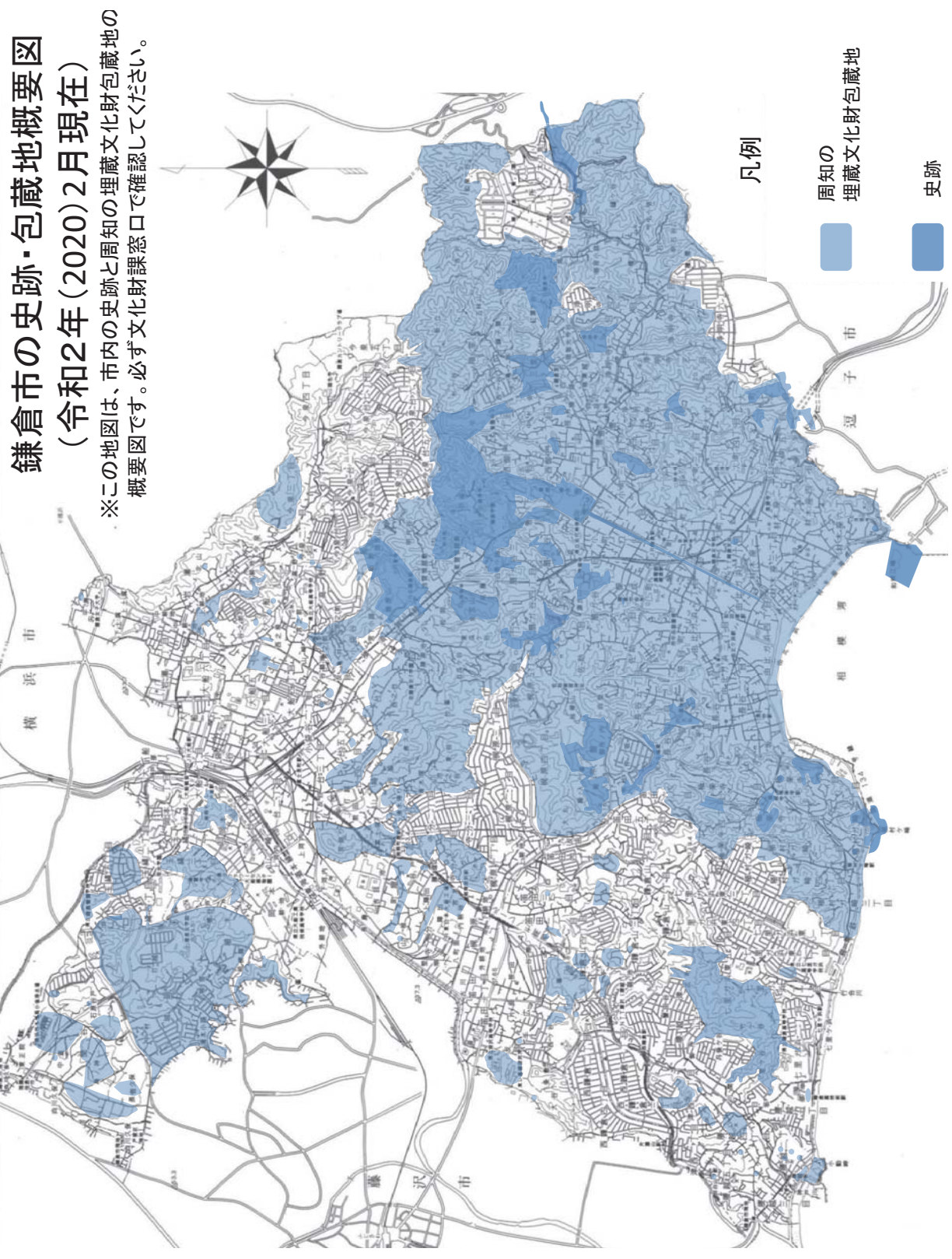
2 埋蔵文化財の保護上特に必要があるとき、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に關し当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により目づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

(現状変更等の制限及び現状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。



鎌倉市の史跡・包蔵地概要図
(令和2年(2020)2月現在)

※この地図は、市内の史跡と周知の埋蔵文化財包蔵地の概要図です。必ず文化財課窓口で確認してください。

凡例

埋蔵文化財包蔵地

周知の埋蔵文化財包蔵地

史跡

鎌倉市文化財年報 令和元年（2019年）度

令和2年（2020年）12月発行

鎌倉市教育委員会文化財部

〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18番10号